

白井市市民参加推進会議委員委嘱状交付式及び 令和5年度第1回白井市市民参加推進会議

日 時：令和5年9月21日（木）
午前9時30分～正午
場 所：白井市役所本庁舎2階
災害対策室2・3

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員自己紹介

3 令和5年度第1回白井市市民参加推進会議

- (1) 市民参加推進会議委員の職務について（資料2）
- (2) 会長・副会長の選任について
- (3) 白井市市民参加条例について（資料3）
- (4) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について（資料4）
- (5) 令和3年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について（資料5）
- (6) 令和4年度市民参加実施状況総合的評価について（資料6・当日配布）
- (7) その他

4 閉 会

第7期 白井市市民参加推進会議委員名簿

(任期：令和5年9月1日～令和8年8月31日)

	選出区分	氏名	備考
1	識見を有する者	<small>たけうち</small> 竹内 <small>あやの</small> 彩乃	東邦大学 理学部 生命圏環 境科学科 准教授
2	//	<small>いなば</small> 稲葉 <small>ちえこ</small> 知恵子	拓殖大学 商学部 准教授
3	市内において 市民活動を行う者	<small>よしい</small> 吉井 <small>のぶゆき</small> 信行	白井国際交流協会
4	公募市民	<small>おおしま</small> 大嶋 <small>しんたろう</small> 信太郎	
5	//	<small>おりはら</small> 折原 <small>けいた</small> 圭太	
6	//	<small>おかざわ</small> 岡澤 <small>かすえ</small> 和枝	
7	//	<small>ますこ</small> 増子 <small>なおみ</small> 直文	
8	//	<small>なかざわ</small> 中澤 <small>きみひこ</small> 公彦	

市民参加推進会議委員の職務について

1. 市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しています。



2. 委員構成等

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があるため、下記の通り委員を構成しています。

識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

市内において市民活動を行う団体に属する者：3名以内

市民：5名以内

3. 委員の任期

1期3年 1回に限り再任が可能。

- ・同じ人が委員として委嘱されるより、多くの市民に参加していただくため。
- ・継続的な調査審議が必要な場合もあるため。

4. 職務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

市民参加の実施状況に対する総合的評価

市民参加条例の対象事業となる行政活動が全ての評価の対象（第6条第1項）第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価。

第6条第2項については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかをチェックを行う。

総合的評価とは、市民参加が行われているかどうかについて評価をするため、事業のあり方については評価しません。

市民参加の方法の研究及び改善

評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を市長が諮問した場合

この条例の見直しに関する事項

諮問した事項等を市民参加推進会議が調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合

前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

市が市民参加手続を行った上での問題や課題など

その他市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来ます。市長の諮問事項以外に、調査審議する中で気付いた点などの市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べる事ができる。

5. (参考) 令和3年度市民参加の実施状況に対する総合的評価一覧

総合的評価に関すること (市民参加条例第25条第2項第1号)

	事業名	担当課	市民参加の方法	市民参加の手続き		総合評価 (30点満点)
				条例基準	望ましい水準	
1	白井市第3次環境基本計画	環境課	8点 (概ね適切)	7点 (妥当)	5点 (積極的)	20点 (良好)
2	第3次しろい健康プラン策定事業	健康課	6点 (やや不適切)	6点 (要改善)	5点 (積極的)	17点 (妥当)
3	第2次行政経営改革実施計画策定事業()	財政課	6点 (やや不適切)	7点 (妥当)	5点 (積極的)	19点 (妥当)
4	白井市公共施設等総合管理計画(改訂)(案)	公共施設マネジメント課	3点 (不適切)	4点 (不良)	2点 (やや積極的)	11点 (要改善)
5	白井市産業振興ビジョン策定	産業振興課	6点 (やや不適切)	5点 (要改善)	4点 (やや積極的)	16点 (妥当)
6	白井市第2次地域福祉計画中間見直し版の策定	社会福祉課	6点 (やや不適切)	5点 (要改善)	3点 (やや積極的)	15点 (要改善)

総合評価は、市民参加の方法(10点満点)、市民参加の手続き[条例基準](10点満点)、市民参加の手続き[望ましい水準](10点満点)の合計点(30点満点)とし、判定結果を良好(20点以上)、妥当(16点~19点)、要改善(10点~15点)、×不良(9点以下)の4段階に区分し表示しています。

総合評価は、全委員の総合評価の平均点(小数点以下切り捨て)で算出しているため、市民参加の方法・市民参加の手続き[条例基準]・市民参加の手続き[望ましい水準]の合計とならない場合もあります。

事業番号3「第2次行政経営改革実施計画策定事業」については、分野事業レベル個別計画に該当するため、市民参加条例では市民参加の対象としていませんが、市民参加の手続きを行い、担当課から申出があったため評価を実施しています。

白井市市民参加条例について



令和5年9月21日(木)
白井市役所市民活動支援課

内容

- 1 市民参加条例について
- 2 市民参加の方法と実施のポイントについて
- 3 市民参加の総合的評価について
- 4 市民参加推進会議からの提言について

1. 市民参加条例について

3

市民参加とは

＜市民参加の定義＞（市民参加条例第2条）

市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、
広く市民の意見を反映させるとともに、市民
と市との連携・協働によるまちづくりを推
進することを目的として、市民が市政に参
加すること

4

「市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させる」

市民の意見

計画



市民の意見

実施



市民の意見

評価

< 反映の意識 >

「計画に意見を反映させる」

=ある意見によって計画に影響が及ぶこと

5

「市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること」

「連携・協働」(第2条)

市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力すること

6

2つのセット

1 市民の意見を反映させる
＜行政側＞



2 市民が市政に参加する
＜市民側＞

7

市民参加の目的

＜市民参加の目的＞（市民参加条例第1条）

市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続きを定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、豊かな地域社会の発展を図る。



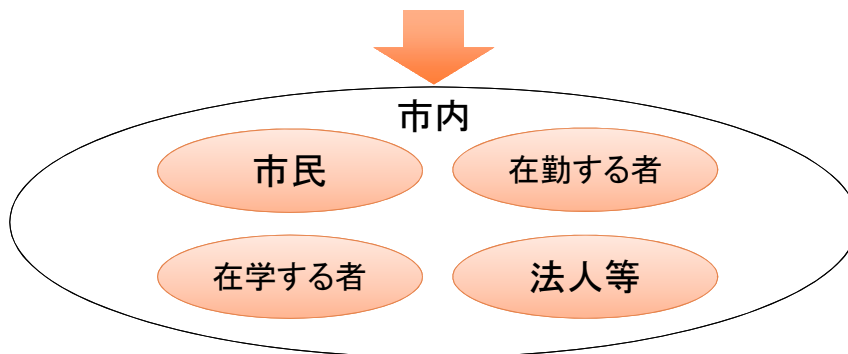
市民が市政に参加する仕組みを明確化し、市民の意向を市政に的確に反映させる

8

市民参加の基本原則

〈基本原則〉(市民参加条例第3条)

1 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。



9

市の責務

〈市の責務〉(市民参加条例第4条)

- 1 市民との情報の共有化のため、**行政活動に関する情報を積極的に提供する**よう努めなければならない。
- 2 **市民参加の機会を積極的に提供する**とともに、**市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させる**よう努めなければならない。
- 3 **全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う**等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市民参加の継続的な発展に向け、**創意工夫**に努めなければならない。

10

市民参加の政策的な位置づけ

- ・第5次総合計画
まちづくりの進め方
情報共有
持続可能な行財政運営
参加・協働
- ・白井市行政経営指針
基本方針 市民自治のまちづくり・
市民参加の充実

11

条例の制定及び審議機関の設置

市民参加により、市民一人ひとりが持つ
豊かな創造性、知識、経験等を活かし、
市政に反映させていくため…

平成16年

「**白井市市民参加条例**」を制定

同年

市の市民参加の実施について評価する
「**市民参加推進会議**」を設置

12

市民参加条例制定の経緯

年度	経緯
平成12年度	住民参加検討懇話会の設置 市民の視点からの住民参加のあり方等を検討し、 提言書「連携・協働型市政への道」を市へ提出
平成13年度	庁内プロジェクトチームを結成 「連携と協働の住民参加」の実現のため 住民参加指針を作成することを決定。
平成14年度	住民参加指針策定委員会の設置 行政運営における住民参加の基本的なルールに 関する「 住民参加指針 」を作成。
平成15年度	市民参加を先導的に推進するための組織として 「白井市100人会議」を設置 市民参加条例の素案の作成
平成16年度	市民参加条例の公布・施行

13

千葉県内の市民参加条例等状況

白井市が千葉県では一番最初に施行

1. 白井市 → 平成16年6月29日
2. 浦安市 → 平成16年10月1日
3. 佐倉市 → 平成19年 1月1日
4. 四街道市 → 平成19年 4月1日
5. 千葉市 → 平成20年 4月1日
6. 印西市 → 平成20年 8月1日
7. 流山市 → 平成24年10月1日

14

市民参加の対象

＜市民参加の対象＞（市民参加条例第6条）

基本構想、基本計画、個別計画の制定又は変更

総合計画の体系図の「**基幹計画**」及び「**分野施策レベル個別計画**」に該当する事業

基本理念を定める条例の制定又は改廃・市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 基本理念を定める「**環境基本条例**」や「**市民参加条例**」、市民に義務を課す「**まちをきれいにする条例**」「**なし赤星病防止条例**」など

市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
「**まちづくり条例**」など

公共の用に供される大規模な施設の基本計画などの策定又は変更
「**複合施設、図書館、公園、小中学校などの大規模改修**」など

15

2. 市民参加の方法と 実施のポイントについて

16

市民参加の方法

＜市民参加の方法＞（市民参加条例第7条）

実施機関は、前条（第6条）の行政活動を行うときは、それぞれの事案ごとに、次に定める市民参加の方法のうちから**適切な方法**により行う。

審議会等
パブリックコメント
アンケート調査
意見交換会
ワークショップ
その他の方法

「全部やれば良い」という事ではなく、
「事業内容に応じた**適切な方法**を取捨選択する」という事
（当然行政コストもかかる）

17

市民参加の方法① 審議会等



条例や要綱により設置されている審議会や委員会等へ付議する方法

＜メリット＞

学識経験者から市民まで、様々な立場の視点から意見を聴取することができる

18

市民参加の方法① 審議会等

<審議会等の設置>(市民参加条例第10条)

実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等を設置することができる。

- ・公募委員の割合を増やしてほしい！
- ・公募委員の年齢層が偏っている！

第11条(審議会等の委員)

- ・審議会等の委員の委嘱または任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、**市民公募枠**を設けるよう努めなければならない。
- ・応募者の選考に当たっては、**地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準**を設け、これを公表しなければならない。

19

市民参加の方法② パブリックコメント



市民の意見を募集し、提出された意見を施策の参考とする方法

<メリット>

直接参加型の審議会に対し、実施期間中であれば時間や場所を問わず誰でも意見を提出することができる

20

市民参加の方法② パブリックコメント

＜パブリックコメントの募集＞（市民参加条例第14条）

実施機関は、パブリックコメントを求めることができる。

- ・概要版を添付してほしい！
- ・意見の募集期間を長めに！

第15条（公表事項）

・パブリックコメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- （1）対象とする事案及びその趣旨
- （2）対象とする事案の内容及び関連資料
- （3）パブリックコメントの提出先、提出方法及び提出期間
- （4）パブリックコメントを提出することができる者の範囲

第16条（パブリックコメントの提出方法等）

- ・提出期間を2週間以上設けなければならない。

21

市民参加の方法③ アンケート調査



複数人に同じ内容について質問し、回答してもらうことで、市民の意見や意向を把握する方法

＜メリット＞

市民が気軽に回答することができ、多くの意見を集めやすい

22

市民参加の方法③ アンケート調査

＜アンケート調査の実施等＞(市民参加条例第17条)
実施機関は、アンケート調査を行うことができる。

- ・実施の事前周知がされていない！
- ・実施結果が公表されていない！

第17条(アンケート調査の実施等)

- ・アンケート調査を行うときは、**事前にその目的を公表**しなければならない。
- ・アンケート調査を行ったときは、**その結果を公表**しなければならない。

23

市民参加の方法④ 意見交換会



市民と行政、または市民同士の自由な意見交換を通して、市民の意見を収集する方法

＜メリット＞

市民と行政、または市民同士が対等な立場で議論することで多様な意見を引き出すことができる

24

市民参加の方法④ 意見交換会

<意見交換会の開催> (市民参加条例第18条)

実施機関は、意見交換会を開催することができる。

- ・開催の事前周知がされていない！
- ・開催結果が公表されていない！

第19条(開催日等の事前公表)

・意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事業の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲

第20条(開催記録の作成及び公表)

・意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

25

市民参加の方法⑤ ワークショップ



比較的少人数での意見交換や作業を通して、アイデア出しや合意形成を図る方法

<メリット>

市民が主体的に自由奔放な意見を出し合うことでコミュニケーションが深まり、その後の市民参加・協働にも期待できる

26

市民参加の方法⑤ ワークショップ

<ワークショップの開催>（市民参加条例第21条）
実施機関は、ワークショップを開催することができる。

- ・開催の事前周知がされていない！
- ・開催結果が公表されていない！

第19条（開催日等の事前公表）

・ワークショップを開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- （1）ワークショップの開催日時及び開催場所
- （2）対象とする事業の内容
- （3）意見を述べることができる者の範囲

第20条（開催記録の作成及び公表）

・ワークショップを開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

27

市民参加の方法⑥ その他の方法



①～⑤以外に、より効果的と思われる市民参加の方法（市民説明会、関係団体へのヒアリングなど）

市民参加の場面によって
効果的な方法を選択していくことが重要！

28

市民参加の方法⑥ その他の方法

<その他の市民参加の方法の設定>

(市民参加条例第24条)

実施機関は、～ に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

【過去の事例】

- ・環境団体等ヒアリング
(令和3年3月)
- ・西白井地区コミュニティ施設建設に係る地区説明会
(平成29年6月)

29

実施のポイント

①公表の方法

審議会の開催、パブリックコメントやアンケートの実施、意見交換会やワークショップの周知や実施結果は・・・

- ・市ホームページ
 - ・情報公開コーナー
 - ・図書館
 - ・広報しろい(事前周知のみ)
では必ず公表しましょう!
- Good !
- ・各センターでの掲示
 - ・チラシやポスター
 - ・メール配信、SNS など
- 今後、必須とするか検討

30

実施のポイント

② 公表の時期

審議会の開催、パブリックコメントやアンケートの実施、意見交換会やワークショップの周知や実施結果は・・・

適切な時期(早め)に公開しましょう！

審議会の例： 開催周知・・・**1週間前**まで
開催結果・・・**1～2か月**以内

31

実施のポイント

③ 実施回数・実施期間

審議会・意見交換会・ワークショップを開催する際には・・・

内容に応じて適切な(十分な)実施回数
を設けましょう！

パブリックコメントやアンケート等により市民の意見を募集する際には・・・

最低2週間の募集期間を設けましょう！

32

実施のポイント

「事前周知」「結果公表」の不足が指摘されている！

市民へ情報を公開する際、

情報公開コーナー

図書館

ホームページ

公開の原則が
守られていない！

の3箇所で必ず公開することとしているが・・・



「**市民への積極的な情報提供**」が市の責務！
各課が確実に理解し実践していくことが必要！

33

積極的な情報発信

今後は条例で定められている手続きだけでなく・・・
幅広い市民に向けてわかりやすく情報発信を！

【幅広い世代に向けて発信】

- ・情報発信に**市公式SNS**や**QRコード**等も活用
➢ 若い世代にも市政に興味を持ってもらう！

【わかりやすく発信】

- ・パブリックコメントを募集する際、**概要をまとめた資料**
(**パワーポイント**など)を提供する
➢ 多くの市民がより意見を気軽に出しやすく！

34

3. 市民参加の総合的評価 について

35

市民参加推進会議での評価

市民参加条例等に基づき市民参加が適正に実施されているか
市民参加推進会議で評価を行っている。



<会議のメンバー>

識見を有する者：2名（専門的な視点）

市内において市民活動を行う団体に属する者：3名以内
（これまでの市民活動の経験に基づく視点）

市民：5名以内（一般市民の視点）

36

評価対象事業は？



市民参加条例第6条に該当する事業

< 令和3年度市民参加評価対象事業 >

- ・ 白井市第3次環境基本計画
- ・ 第3次しろい健康プラン策定事業
- ・ 白井市産業振興ビジョン策定 など

37

総合的評価の流れ

市民活動支援課が各課から「市民参加実施状況調査票」を集め、とりまとめる。



各課から提出された調査票に基づき、各委員が点数・コメントによる評価を行う。



事業の詳細を把握し適切な評価を行うため、担当課へヒアリングを行う。



ヒアリングで確認したことを考慮し、点数・コメントによる最終的な評価を行う。

38

点数とコメントによる評価の実施

点数による評価

基準に沿って採点

市民参加条例が求める水準

市民参加推進会議が求める望ましい水準

・担当課が行った市民参加の手法が、市民参加条例の規定に適合しているかどうか。

・条例の基準に加え、市民参加推進会議が求める望ましい水準に適合しているかどうか。

コメントによる評価

委員の意見を記入



評価を行った中で、委員の目線から気になった事、是正したほうが良いと思うことをコメント。

39

点数による評価（3つの評価項目）

①市民参加の方法【10点】

（市民参加の方法が事業内容にあわせ適切な方法により行われているか）

②市民参加の手続き（基準）【10点】

（市民参加条例が求める基準に基づき市民参加の手続きが行われているか）

③市民参加の手続き（水準）【10点】

（市民参加推進会議が求める望ましい水準に基づき積極的に市民参加が行われているか）

計30点満点で評価を実施

40

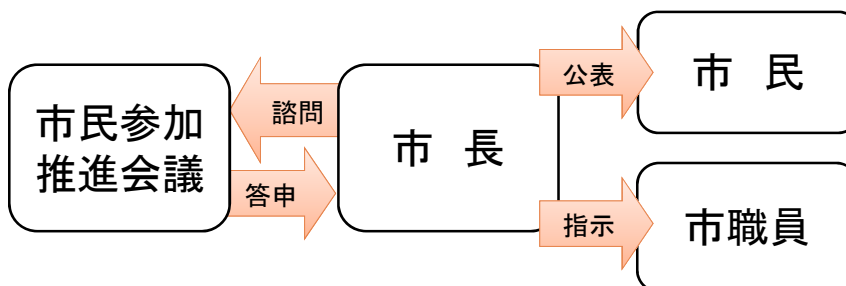
4. 市民参加推進会議からの 提言について



市民参加推進会議の答申について

答申の取扱い

地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置



42

答申書の内容

答申書の内容は市民参加推進会議での議論を踏まえ、主に下記の2つにより構成されている。

答申書の構成

1. 総合的評価

市民参加対象事業を基準・水準と照らし合わせ評価した結果を記載。

2. 提言内容

市民参加対象事業を評価した過程で疑問に感じた事、是正したほうが良いと思うことを記載。

43

答申における提言内容(令和4年度)

提言内容

総合的評価からみた課題

(1) 職員の市民参加に対する意識の向上

(2) 多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり

44

答申における提言内容(令和4年度)

(1)「職員の市民参加に対する意識の向上」

- ・ 職員への研修を継続して実施
- ・ 市民参加に関する職員向けガイドラインの充実（好事例の適宜掲載など）

市民活動支援課が研修等を通して
庁内へ情報共有を図り、各課で実践していく

45

答申における提言内容(令和4年度)

(2)「多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり」

- ・ 審議会における公募委員の応募、パブリックコメントやアンケートへの意見が少ない状況
市民へのフィードバック（市民の意見が施策へ反映されていることを知ってもらう）
- ・ 幅広く、わかりやすく周知することが必要

市民の市民参加に対する意識を高め、
市政へ関心を持ってもらうことが大切

46

令和5年度市民参加推進会議のスケジュール

1 答申のまとめまでの各回の議題と審議内容（案） 今年度は7事業を評価

日 程	主な議題と審議内容（案）
第1回 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について ・令和5年度市民参加推進会議のスケジュールについて ・評価の説明
第2回 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・評価 3事業（～）
第3回 11月	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課ヒアリング 3事業（～） ・評価 4事業（～）
第4回 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課ヒアリング 4事業（～） ・総合的評価の確認（～）
第5回 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的評価の確認（～） ・答申書の提言事項の検討・調整
第6回 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）の提示
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長に答申書提出

会議の進行具合によっては審議内容が前後する場合があります。

2 令和5年度市民参加推進会議の進め方について

(1) 会議運営について

- ・発言の際は挙手による発言をお願いします。
- ・議事録は概要録を作成し、委員名を伏せたうえで公開します。
- ・会議録は市HP、情報公開コーナー、図書館で公開します。

(2) 答申の公表について

- ・市民参加推進会議で検討した答申は、市民に対して広報します。
- ・広報しろい・情報公開コーナー・市HP・図書館で公表します。

令和3年度市民参加実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について

【令和3年度市民参加実施状況に対する提言】

1 職員の市民参加に対する意識の向上

提言	提言への対応（予定を含む）
職員研修 の継続実施	<p><u>令和5年度市民参加に関する担当者研修（令和5年5月26日実施）</u></p> <p>対象：（1）令和5年度に基幹計画及び分野施策レベル個別計画のいずれかに該当する行政活動を行う課等の担当者【2課・4名】 （2）令和5年度に審議会の公募を予定している課等の担当者【7課・9名】</p> <p>内容：市民参加条例について 市民参加の方法と実施のポイントについて 市民参加の総合的評価について 市民参加推進会議からの提言について 無作為抽出公募委員登録制度について 市民協働ファシリテーター登録制度について</p> <p>講師：市民活動支援課職員</p> <p><u>令和5年度新規採用職員研修（令和5年6月12日実施）</u></p> <p>対象：令和5年度入庁の職員【16名】</p> <p>内容：市民参加について 無作為抽出公募委員登録制度について 協働について 小学校区単位のまちづくり支援制度について</p> <p>講師：市民活動支援課職員</p> <p><u>階層別研修（令和5年12月実施予定）</u></p> <p>対象：市民活動支援課が階層別で指名【30名程度】</p> <p>内容：市の市民参加について 市民参加と協働について</p> <p>講師：市民活動支援課職員 未定</p>
職員向けガイドライン の充実	各課が実施した市民参加の好事例を適宜、職員向けガイドラインに掲載し、職員へ情報共有を図っていく。

2 多様な市民が市政に参加しやすい環境づくり

提言	提言への対応（予定を含む）
市民参加の状況を市民 へ周知	<p>答申概要を広報しろい（4月15日号）等にて掲載</p> <p>eモニター等を活用するなど、市民の市民参加に対する考えの把握に努める。</p> <p>既存の周知方法（情報公開コーナー・図書館・市ホームページ）に加え、SNS（市公式LINE等）による周知について、条例の改正も含め検討する。</p>

資料6

令和5年度市民参加推進会議 評価対象事業

事業番号	事業名	担当課	開始年度	終了年度
①	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会	教育支援課	R2	R4
②	白井市耐震改修促進計画	建築宅地課	R4	R4
③	白井市空家等対策計画	建築宅地課	R3	R4
④	証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について	市民課	R4	R4
⑤	白井市污水適正処理構想	上下水道課	R4	R4
⑥	個人情報の保護に関する法律施行条例	総務課	R4	R4
⑦	公共施設等あり方検討事業	文化センター	R2	R4

- ・事務局への提出物
別紙「評価シート」
別紙「評価チェック表」
- ・提出期限
事業番号 ~ : : : 10月5日(木)まで
事業番号 ~ : : : 11月8日(水)まで
- ・提出方法
紙ベースまたはデータベース（メール）にて市民活動支援課へ提出

評価シート 記入方法

評価シート

委員氏名

事務局にて計算するため記入不要

終了事業

令和 年度

1.〇〇事業

総合評価

点

総合コメント

すべての評価を踏まえ、総括的な評価コメントを記載する。
(一番最後に記入)

担当課ヒアリング 質問事項

調査表で読み取れない部分など、担当課へ確認したい事項について記入する。

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

市民参加の方法が事業内容にあわせ適切な方法により行われているか、
評価区分に従い評価する。

【評価区分】

- ・適切 (9～10点)
- ・概ね適切 (7～8点)
- ・やや不適切 (5～6点)

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置				10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況		条例基準		望ましい水準
1	公募委員の数・全体に占める割合	<p>市民参加の方法毎に評価調書と照らし合わせ、<u>基準</u>に掲げている事項の実施割合を確認の上、評価区分に従い評価する。</p> <p>【評価区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9割以上実施 良好 (9～10点) ・ 7、8割実施 妥当 (7～8点) ・ 5、6割実施 要改善 (5～6点) ・ 4割未満実施 不良 (0～4点) 	/	/	
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	<p>市民参加の方法毎に評価調書と照らし合わせ、<u>水準</u>に掲げている事柄の実施割合を確認の上、評価区分に従い評価する。</p> <p>【評価区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割以上実施 とても積極的 (7～10点) ・ 5、6割実施 積極的 (5～6点) ・ 2～4割実施 やや積極的 (2点～4点) ・ 0～1割実施 普通 (0点～1点) 	/	/	
3	会議の回数・時間帯	<p>市民参加の方法毎に評価調書と照らし合わせ、<u>水準</u>に掲げている事柄の実施割合を確認の上、評価区分に従い評価する。</p> <p>【評価区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7割以上実施 とても積極的 (7～10点) ・ 5、6割実施 積極的 (5～6点) ・ 2～4割実施 やや積極的 (2点～4点) ・ 0～1割実施 普通 (0点～1点) 	/	/	
4	事前周知の方法		/	/	
5	結果公表・取扱い	別紙「評価チェック表」の○の数(達成割合)を確認しながら評価する。	/	/	
コメント					
条例基準			望ましい水準		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 条例基準・望ましい水準それぞれの評価理由についてコメントを記載する。 </div>					



実施した市民参加手法のシートが添付されています。

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

1.白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置:令和2年12月17日～令和4年8月26日
アンケート調査の実施:令和3年7月29日～令和3年8月23日

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	
	任期: 令和2年12月～令和4年8月 募集期間: 令和2年10月15日～令和2年11月4日			
1	公募委員の数・全体に占める割合 委員の人数: 10名(男7女3) 市民公募委員: 2名(うち無作為抽出0名)			
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法 応募者: 2名(男1女1) 選出者: 2名(男1女1) 選出地域: 清水口小学校区1名 桜台小学校区1名 選考基準: 公開 応募方法: 郵便、担当課窓口 周知方法: 広報しろい、HP			
3	会議の回数・時間帯 会議の回数: 7回(すべて公開) 時間帯: 平日日中			
4	事前周知の方法・会議の公開等 情報公開コーナー、各センター、図書館			
5	結果公表・取扱い 公表の方法: 情報公開コーナー 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 1ヶ月以内			
コメント				
条例基準		望ましい水準		

アンケート調査の実施			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート	桜台小学校・桜台中学校 学校給食のあり方に関するアンケート		
1	事前周知の方法	無		
2	調査方法・調査期間	郵便 令和3年7月29日～令和3年8月23日(26日間)		
3	調査対象	・18歳以上78歳以下の市民 ・市内小学校在籍児童数の割合を基に抽出		
4	発送件数・回収件数・回収率	公表の方法:令和5年2月2日 HP、情報公開コーナー、図書館、審議会資料として 意見の件数:1人から3件 審議会等への結果報告:有(令和5年2月2日)		
5	結果公表・取扱い	結果公表:令和3年12月 公表の方法:HP プライバシーに関わる情報等:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント				
条例基準			望ましい水準	

【評価チェック表】

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

審議会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
公募委員の数・全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。 ○11条 （審1-3）	/	① 以下の割合を確保しているか。 市民感覚を大切に審議会 50% 技術的・専門的な審議会 30% （審1-3）	
	② 公募枠を設けていない場合、その理由は適切か。 ○11条 （審2-2）			
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 客 委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。 ○11条 （審3-1、3-3）		② 募集期間は適切か。（審2-3）	
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に応じて適切に選考しているか。（偏っていても全員を選考した場合は減点しない。） ○11条 （審4-1、4-2、4-3）		③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公募委員の募集を行っているか。（審2-5）	
	⑤ 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず情報公開し、担当窓口などから複数の手段により公募委員の募集を行っているか。 × （「公募委員の募集」についての記載は無し） （審2-4、2-5）			
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているか。 × （記載無し）（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催しているか。（審1-7、7）	
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。（審7）	
事前周知の方法・会議の公開等	⑦ 客 会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適切か。 ○12条 （審5-3、5-4）		⑥ 会議開催について、関係者となるかたが集まりそうな場所でPRしているか。（審5-2）	
	⑧ 客 事前周知は情報公開コーナー、ホームページ、図書館で必ず行い、担当窓口などから複数の手段により行っているか。 ○12条 （審5-2）		⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（審5-2）	
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ○13条 （審6-7）			
結果公表・取り扱い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コーナー、ホームページ及び図書館の3か所で公表されており、さらにインデックス等をつけてわかりやすく作成されているか。 ○8条、9条、13条 （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に公表を行っているか。（審6-2）	
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかりやすいように一覧化されているか。（市HP）	
			⑩ 客 会議録及び検討結果は1か月以内に公開されているか。（審6-6）	

【評価チェック表】

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

アンケート

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
事前周知の方法	① 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ○17条（ア2-3）		① 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ア2-3）	
	② アンケート実施の目的を周知しているか。 ○17条（ア2-2）		② アンケートの対象者以外にも、アンケートがあることに関する周知を行っているか。（ア2-3）	
調査方法 調査期間	③ 客 プライバシーに配慮した調査方法か。 ×（記載無し）（ア1-5）		③ 客 アンケート実施期間が2週間以上あるか。（ア1-4）	
	④ 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ×（記載無し）（ア1-4）			
調査対象	⑤ 調査対象者の選定に当たってはプライバシーに配慮しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		④ 調査対象は必要以上に限定されていないか。（ア1-3）	
	⑥ 対象者は調査目的にそった者を選定しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		⑤ 限定されている場合、理由は適切か。（ア1-3）	
発送件数・ 回収件数・ 回収率	⑦ 計画策定などに必要な発送件数、回収件数、回収率か。 ×（記載無し）（ア1-6、1-8）		⑥ 客 回収率は30%を超えているか。（ア1-8）	
			⑦ アンケートの回収率を上げるための工夫が見られるか。（ア1-7）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館の3ヶ所全てで結果を公表しているか。 ○9条（ア3-2）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ア3-2）	
			⑨ 市民が参考とできるようにホームページでデータを公開しているか。（ア3-2）	
	⑨ プライバシーに配慮した公開方法か。 ○8条（ア3-3）		⑩ 結果公表までの期間は適切か。（ア3-1）	
			⑪ アンケートの結果を審議会などで利用しているか。（ア3-4）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

2.白井市耐震改修促進計画

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置:令和2年12月17日～令和4年8月26日
アンケート調査の実施:令和3年7月29日～令和3年8月23日

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 募集期間・提出方法	募集期間: 令和4年8月10日～令和4年9月1日(23日間) 応募方法: ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口		
2 提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 意見書		
3 資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4 事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当 課窓口、行政運営報告		
5 結果公表・取扱い	公表の方法: 令和4年9月26日 HP、情報公開コーナー、図書 館 意見の件数: 1人から10件 審議会等への結果報告: 無		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

【評価チェック表】

白井市耐震改修促進計画

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

委員氏名： _____

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

パブリックコメント（意見公募）

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間 提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか × （記載無し）（パ1-2）		① 客 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。（パ1-2）	
	② 客 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ○16条 （パ1-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受付けているか。（パ1-3）	
	③ 客 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受付けているか。 ○16条 （パ1-3）			
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料（計画や条例本文・趣旨等）を公表しているか。 ○15条 （パ1-4）		③ 客 意見を求める内容についての概要版を作成しているか。（パ1-4）	
	⑤ 客 その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ○15条 （パ2-2）			
提供場所	⑥ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようになっているか。 ○15条 （パ1-5）		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。（パ1-5）	
			⑤ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ1-5）	
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○15条 （パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（パ2-3）	
			⑦ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ2-3）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ○8条 （パ3-5）		⑧ 客 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。（パ1-5、3-4）	
			⑨ 結果公表までの期間は適切か。（パ3-3）	
	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （パ3-4）		⑩ 客 パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。（パ3-6）	
			⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（パ3-4）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

3.白井市空家等対策計画

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置:令和2年12月17日～令和4年8月26日
アンケート調査の実施:令和3年7月29日～令和3年8月23日

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置

10点満点

10点満点

評価項目(配点)

実施状況

条例基準

望ましい水準

任期: 令和3年10月～令和6年10月(3年間)
公募: 無

1 公募委員の数・全体に占める割合
委員の人数: 10人(男9女1)
市民公募委員: 0人

2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法
応募者: 2名(男1女1) 選出者: 2名(男1女1)
選出地域: 清水口小学校区1名
桜台小学校区1名
選考基準: 公開
応募方法: 郵便、担当課窓口
周知方法: 広報しろい、HP

3 会議の回数・時間帯
会議の回数: 5回
時間帯: 平日日中

4 事前周知の方法・会議の公開等
HP、情報公開コーナー、図書館、議会への写しの交付
会議終了後の会議資料公開: 有

5 結果公表・取扱い
公表の方法: 情報公開コーナー、HP、図書館
会議録: 逐語訳
公開に要する期間: 2か月以内

コメント

条例基準

望ましい水準

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 募集期間・提出方法	募集期間:令和4年12月9日～令和4年12月22日(14日間) 応募方法:郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口		
2 提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3 資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4 事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口、行政運営報告		
5 結果公表・取扱い	公表の方法:令和5年2月2日 HP、情報公開コーナー、図書館、審議会資料として 意見の件数:1人から3件 審議会等への結果報告:有(令和5年2月2日)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

アンケート調査の実施			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
	実施したアンケート	空き家に関するアンケート		
1	事前周知の方法	無		
2	調査方法・調査期間	クエスタント(eモニター登録者に送信) 無記名式 令和3年12月10日～令和3年12月27日(18日間)		
3	調査対象	eモニター登録者		
4	発送件数・回収件数・回収率	発送件数:347件 回収件数:181件 回収率:52%		
5	結果公表・取扱い	結果公表:令和4年3月11日 公表の方法:審議会資料として プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明に加え議論を行った)		
コメント				
条例基準			望ましい水準	

ワークショップ		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 開催場所・時間・回数	白井市空家等対策計画の見直しに係る意見交換会 開催場所:市役所 開催時間:土日休日 回数:2回		
2 資料の提供	有(配布)		
3 参加者の資格	満18歳以上の市内在住在勤者		
4 事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、メール配信、行政運営報告、駅前、駅中掲示板		
5 結果公表・取扱い	結果公表:令和3年3月11日		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

【評価チェック表】

白井市空家等対策計画

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

審議会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
公募委員の数・全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。 ○11条 （審1-3）		① 以下の割合を確保しているか。 市民感覚を大切に審議会 50% 技術的・専門的な審議会 30% （審1-3）	
	② 公募枠を設けていない場合、その理由は適切か。 ○11条 （審2-2）			
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 客 委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。 ○11条 （審3-1、3-3）		② 募集期間は適切か。（審2-3）	
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に応じて適切に選考しているか。（偏っていても全員を選考した場合は減点しない。） ○11条 （審4-1、4-2、4-3）		③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公募委員の募集を行っているか。（審2-5）	
	⑤ 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず情報公開し、担当窓口などから複数の手段により公募委員の募集を行っているか。 × （「公募委員の募集」についての記載は無し） （審2-4、2-5）			
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているか。 × （記載無し）（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催しているか。（審1-7、7）	
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。（審7）	
事前周知の方法・会議の公開等	⑦ 客 会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適切か。 ○12条 （審5-3、5-4）		⑥ 会議開催について、関係者となるかたが集まりそうな場所でPRしているか。（審5-2）	
	⑧ 客 事前周知は情報公開コーナー、ホームページ、図書館で必ず行い、担当窓口などから複数の手段により行っているか。 ○12条 （審5-2）		⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（審5-2）	
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ○13条 （審6-7）			
結果公表・取り扱い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コーナー、ホームページ及び図書館の3か所で公表されており、さらにインデックス等をつけてわかりやすく作成されているか。 ○8条、9条、13条 （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に公表を行っているか。（審6-2）	
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかりやすいように一覧化されているか。（市HP）	
			⑩ 客 会議録及び検討結果は1か月以内に公開されているか。（審6-6）	

【評価チェック表】

白井市空家等対策計画

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

パブリックコメント（意見公募）

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間 提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか × （記載無し）（パ1-2）		① 客 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。（パ1-2）	
	② 客 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ○16条 （パ1-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受付けているか。（パ1-3）	
	③ 客 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受付けているか。 ○16条 （パ1-3）			
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料（計画や条例本文・趣旨等）を公表しているか。 ○15条 （パ1-4）		③ 客 意見を求める内容についての概要版を作成しているか。（パ1-4）	
	⑤ 客 その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ○15条 （パ2-2）			
提供場所	⑥ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようにしているか。 ○15条 （パ1-5）		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。（パ1-5）	
			⑤ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ1-5）	
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○15条 （パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（パ2-3）	
			⑦ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ2-3）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ○8条 （パ3-5）		⑧ 客 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。（パ1-5、3-4）	
			⑨ 結果公表までの期間は適切か。（パ3-3）	
	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （パ3-4）		⑩ 客 パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。（パ3-6）	
			⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（パ3-4）	

【評価チェック表】

白井市空家等対策計画

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

アンケート

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
事前周知の方法	① 客 広報しるい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ○17条（ア2-3）		① 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ア2-3）	
	② アンケート実施の目的を周知しているか。 ○17条（ア2-2）		② アンケートの対象者以外にも、アンケートがあることに関する周知を行っているか。（ア2-3）	
調査方法 調査期間	③ 客 プライバシーに配慮した調査方法か。 ×（記載無し）（ア1-5）		③ 客 アンケート実施期間が2週間以上あるか。（ア1-4）	
	④ 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ×（記載無し）（ア1-4）			
調査対象	⑤ 調査対象者の選定に当たってはプライバシーに配慮しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		④ 調査対象は必要以上に限定されていないか。（ア1-3）	
	⑥ 対象者は調査目的にそった者を選定しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		⑤ 限定されている場合、理由は適切か。（ア1-3）	
発送件数・ 回収件数・ 回収率	⑦ 計画策定などに必要な発送件数、回収件数、回収率か。 ×（記載無し）（ア1-6、1-8）		⑥ 客 回収率は30%を超えているか。（ア1-8）	
			⑦ アンケートの回収率を上げるための工夫が見られるか。（ア1-7）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館の3ヶ所全てで結果を公表しているか。 ○9条（ア3-2）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ア3-2）	
			⑨ 市民が参考とできるようにホームページでデータを公開しているか。（ア3-2）	
	⑨ プライバシーに配慮した公開方法か。 ○8条（ア3-3）		⑩ 結果公表までの期間は適切か。（ア3-1）	
			⑪ アンケートの結果を審議会などで利用しているか。（ア3-4）	

【評価チェック表】

白井市空家等対策計画

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

ワークショップ

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ○19条（準用） （ワ5）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。（ワ5）	
	② 市民が参加しやすい場所や時間帯を考慮しているか。 ○19条（準用） （ワ1-4、5）			
資料の提供	③ 客 議論に必要な資料が提供されているか。 × （記載無し）（ワ1-5）			
	④ 資料を提供しない場合、その理由は適切であり、閲覧可能としているか。 × （記載無し）（ワ1-5）			
	⑤ 検討に必要な資料を公開しているか。 × （記載無し）（ワ4-5）			
参加者の資格	⑥ 対象者の資格を限定していないか。 × （記載無し）（ワ1-3）			
	⑦ 対象者の資格を限定する場合、理由は適切か。 × （記載無し）（ワ1-3）			
事前周知の方法	⑧ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○19条（準用） （ワ2-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ワ2-2）	
	⑨ その他必要な事項として、担当課名や参加可能人数、検討結果の公表時期等を周知していることが望ましい。 ○19条（準用） （ワ2-1）		③ 客 チラシやポスターなどでPRをしているか。（ワ2-2）	
結果公表・ 取り扱い	⑩ ワークショップ終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設けているか。 × （記載無し、意見交換会（第18条）には記載あり。準用は19・20条のみとなっている）（ワ1-6）		④ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ワ4-3）	
	⑪ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （ワ4-3）		⑤ 結果公表までの期間は適切か。（ワ4-1）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

4. 証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

パブリックコメントの募集: 令和4年9月1日～令和4年9月14日
アンケート調査の実施: 令和4年4月27日～令和4年5月22日
意見交換会の開催: 令和4年9月2日～令和4年9月4日

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 募集期間・提出方法	募集期間:令和4年9月1日～令和4年9月14日(14日間) 応募方法:電子メール、各センター、担当課窓口、意見交換会 会場		
2 提供資料	計画や条例の素案 計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 意見書		
3 資料の提供場所	担当課窓口、HP、各センター、図書館		
4 事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口		
5 結果公表・取扱い	公表の方法:令和4年10月31日 HP、情報公開コーナー 意見の件数:7人から10件 審議会等への結果報告:無(審議会を設置していないため)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
実施したアンケート	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関するアンケート調査		
1 事前周知の方法	広報しろい、HP 実施目的の周知:有		
2 調査方法・調査期間	郵便 無記名式 令和4年4月27日～令和4年5月22日(26日間)		
3 調査対象	市内在住の18歳以上の男女 2,000人		
4 発送件数・回収件数・回収率	発送件数:2,000件 回収件数:895件 回収率:44.75%		
5 結果公表・取扱い	結果公表:令和4年8月2日 公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館、意見交換会、パブリックコメント プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:無		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

意見交換会			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数	開催場所:各センター 時間:平日夜間、土日休日 回数:5回		
2	資料の提供	有(配布)		
3	参加者の資格	無し		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、ポスター、チラシ		
5	結果公表・取扱い	開催記録の作成と公表:有(令和4年10月31日) 公表の方法:情報公開コーナー、HP、		
コメント				
条例基準			望ましい水準	

【評価チェック表】

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

パブリックコメント（意見公募）

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間 提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか × （記載無し）（パ1-2）		① 客 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。（パ1-2）	
	② 客 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ○ 16条（パ1-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受付けているか。（パ1-3）	
	③ 客 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受付けているか。 ○ 16条（パ1-3）			
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料（計画や条例本文・趣旨等）を公表しているか。 ○ 15条（パ1-4）		③ 客 意見を求める内容についての概要版を作成しているか。（パ1-4）	
	⑤ 客 その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ○ 15条（パ2-2）			
提供場所	⑥ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようになっているか。 ○ 15条（パ1-5）		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。（パ1-5）	
			⑤ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ1-5）	
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○ 15条（パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（パ2-3）	
			⑦ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ2-3）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ○ 8条（パ3-5）		⑧ 客 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。（パ1-5、3-4）	
			⑨ 結果公表までの期間は適切か。（パ3-3）	
	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○ 9条（パ3-4）		⑩ 客 パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。（パ3-6）	
			⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（パ3-4）	

【評価チェック表】

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

アンケート

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
事前周知の方法	① 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ○17条（ア2-3）		① 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ア2-3）	
	② アンケート実施の目的を周知しているか。 ○17条（ア2-2）		② アンケートの対象者以外にも、アンケートがあることに関する周知を行っているか。（ア2-3）	
調査方法 調査期間	③ 客 プライバシーに配慮した調査方法か。 ×（記載無し）（ア1-5）		③ 客 アンケート実施期間が2週間以上あるか。（ア1-4）	
	④ 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ×（記載無し）（ア1-4）			
調査対象	⑤ 調査対象者の選定に当たってはプライバシーに配慮しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		④ 調査対象は必要以上に限定されていないか。（ア1-3）	
	⑥ 対象者は調査目的にそった者を選定しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		⑤ 限定されている場合、理由は適切か。（ア1-3）	
発送件数・ 回収件数・ 回収率	⑦ 計画策定などに必要な発送件数、回収件数、回収率か。 ×（記載無し）（ア1-6、1-8）		⑥ 客 回収率は30%を超えているか。（ア1-8）	
			⑦ アンケートの回収率を上げるための工夫が見られるか。（ア1-7）	
結果公表・取り扱	⑧ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館の3ヶ所全てで結果を公表しているか。 ○9条（ア3-2）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ア3-2）	
			⑨ 市民が参考とできるようにホームページでデータを公開しているか。（ア3-2）	
	⑨ プライバシーに配慮した公開方法か。 ○8条（ア3-3）		⑩ 結果公表までの期間は適切か。（ア3-1）	
			⑪ アンケートの結果を審議会などで利用しているか。（ア3-4）	

【評価チェック表】

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

意見交換会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ○19条 （意5）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。（意5）	
	② 市民が参加しやすい場所や時間帯を考慮しているか。 ○19条 （意1-3、5）			
資料の提供	③ 客 議論に必要な資料が提供されているか。 × （記載無し）（意1-5）	/	/	/
	④ 資料を提供しない場合、その理由は適切であり、閲覧可能としているか。 × （記載無し）（意1-5）			
	⑤ 検討に必要な資料を公開しているか。 × （記載無し）（意4-6）			
参加者の資格	⑥ 対象者の資格を限定していないか。 × （記載無し）（意1-4）	/	/	/
	⑦ 対象者の資格を限定する場合、理由は適切か。 × （記載無し）（意1-4）			
事前周知の方法	⑧ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ○19条 （意2-2）	/	② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（意2-2）	
			③ 客 チラシやポスターなどでPRをしているか。（意2-2）	
			④ 対象者となる市民が集まりそうな場所でPRを行っているか。（意2-2）	
結果公表・ 取り扱い	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （意4-4）	/	⑤ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（意4-4）	
			⑥ 結果公表までの期間は適切か。（意4-1）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

5.白井市污水適正処理構想

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置:令和4年11月21日～令和5年1月23日
パブリックコメントの募集:令和4年12月16日～令和5年1月5日

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置

10点満点

10点満点

評価項目(配点)

実施状況

条例基準

望ましい水準

任期: 令和4年8月～令和7年7月
募集期間: 令和4年4月15日～令和4年5月20日

1 公募委員の数・全体に占める割合

委員の人数: 10人(男8女2)
市民公募委員: 3人(うち無作為抽出1人)

2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法

応募者: 4人(男4女0) 選出者: 2人(男2女0)
選出地域: 第二小学校区1人、桜台小学校区1人
選考基準: 公開
応募方法: 郵便、電子メール、担当課窓口
周知方法: 広報しろい、HP、担当課窓口

3 会議の回数・時間帯

会議の回数: 2回(全て公開)
時間帯: 平日日中

4 事前周知の方法・会議の公開等

広報しろい、HP、情報公開コーナー、担当課窓口
会議終了後の会議資料公開: 有

5 結果公表・取扱い

公表の方法: 情報公開コーナー、HP、担当課窓口
会議録: 逐語訳
公開に要する期間: 1か月以内

コメント

条例基準

望ましい水準

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点	
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	募集期間・提出方法	募集期間:令和4年12月16日～令和5年1月5日(21日間) 応募方法:郵便、ファクリミリ、電子メール、各センター、担当課窓口		
2	提供資料	計画や条例の素案 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3	資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4	事前周知の方法	広報しろい、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館、担当課窓口		
5	結果公表・取扱い	結果公表無し 意見の件数:0件 審議会等への結果報告:有(令和5年1月23日)		
コメント				
条例基準		望ましい水準		

【評価チェック表】

白井市污水適正処理構想

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

審議会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
公募委員の数・全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。 ○11条 （審1-3）	/	① 以下の割合を確保しているか。 市民感覚を大切に審議会 50% 技術的・専門的な審議会 30% （審1-3）	
	② 公募枠を設けていない場合、その理由は適切か。 ○11条 （審2-2）			
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 客 委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。 ○11条 （審3-1、3-3）		② 募集期間は適切か。（審2-3）	
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に応じて適切に選考しているか。（偏っていても全員を選考した場合は減点しない。） ○11条 （審4-1、4-2、4-3）		③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公募委員の募集を行っているか。（審2-5）	
	⑤ 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず情報公開し、担当窓口などから複数の手段により公募委員の募集を行っているか。 × （「公募委員の募集」についての記載は無し） （審2-4、2-5）			
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているか。 × （記載無し）（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催しているか。（審1-7、7）	
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。（審7）	
事前周知の方法・会議の公開等	⑦ 客 会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適切か。 ○12条 （審5-3、5-4）		⑥ 会議開催について、関係者となるかたが集まりそうな場所でPRしているか。（審5-2）	
	⑧ 客 事前周知は情報公開コーナー、ホームページ、図書館で必ず行い、担当窓口などから複数の手段により行っているか。 ○12条 （審5-2）		⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（審5-2）	
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ○13条 （審6-7）			
結果公表・取り扱い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コーナー、ホームページ及び図書館の3か所で公表されており、さらにインデックス等をつけてわかりやすく作成されているか。 ○8条、9条、13条 （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に公表を行っているか。（審6-2）	
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかりやすいように一覧化されているか。（市HP）	
			⑩ 客 会議録及び検討結果は1か月以内に公開されているか。（審6-6）	

【評価チェック表】

白井市汚水適正処理構想

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

パブリックコメント（意見公募）

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間 提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか × （記載無し）（パ1-2）		① 客 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。（パ1-2）	
	② 客 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ○16条 （パ1-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受付けているか。（パ1-3）	
	③ 客 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受付けているか。 ○16条 （パ1-3）			
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料（計画や条例本文・趣旨等）を公表しているか。 ○15条 （パ1-4）		③ 客 意見を求める内容についての概要版を作成しているか。（パ1-4）	
	⑤ 客 その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ○15条 （パ2-2）			
提供場所	⑥ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようにしているか。 ○15条 （パ1-5）		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。（パ1-5）	
		⑤ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ1-5）		
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○15条 （パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（パ2-3）	
		⑦ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ2-3）		
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ○8条 （パ3-5）		⑧ 客 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。（パ1-5、3-4）	
		⑨ 結果公表までの期間は適切か。（パ3-3）		
	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （パ3-4）		⑩ 客 パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。（パ3-6）	
			⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（パ3-4）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

6.個人情報の保護に関する法律施行条例

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置: 令和4年9月28日
パブリックコメントの募集: 令和4年10月17日～令和4年10月31日

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	
	任期: 令和3年10月～令和5年9月 市民公募委員の募集無し			
1	公募委員の数・全体に占める割合 委員の人数: 5人(男3女2) 市民公募委員: 0人			
2	選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法 公募しない理由: 審査会の担任する事務(※)の性質上、市民公募は行っていない。 (法や条例に基づく行政処分に対する不服審査を行う事務を所掌しており、法的な観点や専門知識に基づく意見を求める機関となっている。また、個人情報等の機密情報を扱う場面もあるため、審議内容を外部に漏らした場合の刑事罰が設けられた唯一の機関である。)			
3	会議の回数・時間帯 会議の回数: 1回(公開) 時間帯: 平日日中、平日夜間			
4	事前周知の方法・会議の公開等 事前周知無し 会議終了後の会議資料公開: 有			
5	結果公表・取扱い 公表の方法: 情報公開コーナー、HP、図書館 会議録: 逐語訳 公開に要する期間: 半年以内			
コメント				
条例基準		望ましい水準		

パブリックコメント募集		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 募集期間・提出方法	募集期間:令和4年10月17日～令和4年10月31日(15日間) 応募方法:郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター、担当課窓口		
2 提供資料	計画や条例の概要 パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内意見書		
3 資料の提供場所	担当課窓口、HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
4 事前周知の方法	HP、情報公開コーナー、各センター、図書館		
5 結果公表・取扱い	公表の方法:令和4年11月9日 HP、情報公開コーナー 意見の件数:1人から2件 審議会等への結果報告:有(令和4年12月1日)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

【評価チェック表】

個人情報保護に関する法律施行条例

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

審議会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	
公募委員の数・全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。 ○11条 （審1-3）		① 以下の割合を確保しているか。 市民感覚を大切にする審議会 50% 技術的・専門的な審議会 30% （審1-3）		
	② 公募枠を設けていない場合、その理由は適切か。 ○11条 （審2-2）				
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 客 委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。 ○11条 （審3-1、3-3）		② 募集期間は適切か。（審2-3）		
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に応じて適切に選考しているか。（偏っていても全員を選考した場合は減点しない。） ○11条 （審4-1、4-2、4-3）			③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公募委員の募集を行っているか。 （審2-5）	
	⑤ 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず情報公開し、担当窓口などから複数の手段により公募委員の募集を行っているか。 × （「公募委員の募集」についての記載は無し） （審2-4、2-5）				
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているか。 × （記載無し）（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催しているか。（審1-7、7）		
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。（審7）		
事前周知の方法・会議の公開等	⑦ 客 会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適切か。 ○12条 （審5-3、5-4）		⑥ 会議開催について、関係者となるかたが集まりそうな場所でPRしているか。（審5-2）		
	⑧ 客 事前周知は情報公開コーナー、ホームページ、図書館で必ず行い、担当窓口などから複数の手段により行っているか。 ○12条 （審5-2）			⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（審5-2）	
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ○13条 （審6-7）				
結果公表・取り扱い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コーナー、ホームページ及び図書館の3か所で公表されており、さらにインデックス等をつけてわかりやすく作成されているか。 ○8条、9条、13条 （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に公表を行っているか。（審6-2）		
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかりやすいように一覧化されているか。（市HP）		
			⑩ 客 会議録及び検討結果は1か月以内に公開されているか。（審6-6）		

【評価チェック表】

個人情報保護に関する法律施行条例

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

パブリックコメント（意見公募）

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
募集期間 提出方法	① 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか × （記載無し）（パ1-2）		① 客 市の重要施策の場合は、3週間程度が望ましい。（パ1-2）	
	② 客 意見の募集期間として2週間以上設けているか。 ○16条 （パ1-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的に提出を受付けているか。（パ1-3）	
	③ 客 郵便、FAX、電子メール、担当窓口などから複数の手段により提出を受付けているか。 ○16条 （パ1-3）			
提供資料	④ 意見を求めるにあたり具体的な説明や適切な資料（計画や条例本文・趣旨等）を公表しているか。 ○15条 （パ1-4）		③ 客 意見を求める内容についての概要版を作成しているか。（パ1-4）	
	⑤ 客 その他必要な事項として、検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知しているか。 ○15条 （パ2-2）			
提供場所	⑥ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず提供し、さらに、担当窓口など複数の手段により閲覧できるようになっているか。 ○15条 （パ1-5）		④ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な提供しているか。（パ1-5）	
			⑤ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ1-5）	
事前周知の方法	⑦ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○15条 （パ2-3）		⑥ 左記に加え、対象となる方が集まりそうな場所でより多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（パ2-3）	
			⑦ 客 センターに設置するなど工夫をしているか。（パ2-3）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 提出された意見に対し、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮しているか。 ○8条 （パ3-5）		⑧ 客 募集の際に資料を提供した場所と同じ場所で結果公表を行っているか。（パ1-5、3-4）	
			⑨ 結果公表までの期間は適切か。（パ3-3）	
	⑨ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （パ3-4）		⑩ 客 パブリックコメントの結果を審議会などに報告しているか。（パ3-6）	
			⑪ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（パ3-4）	

評価シート

委員氏名 _____

終了事業

令和4年度

7.公共施設等あり方検討事業

総合評価 _____

点

総合コメント

担当課ヒアリング 質問事項

「市民参加の方法」の評価

実施状況

評価(10点満点)

審議会の設置: 令和3年1月28日～令和5年1月24日
アンケート調査の実施: 令和3年4月14日～令和3年5月10日
ワークショップの開催: 令和3年9月28日～令和4年3月1日
その他の方法: 令和3年8月1日～令和4年1月29日

「市民参加の手続き」の評価

審議会の設置			10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準	
	任期: 令和3年1月～令和5年7月 募集期間: 令和2年10月15日～令和2年11月4日	/	/	
1 公募委員の数・全体に占める割合	委員の人数: 14人(男11女3) 市民公募委員: 5人(うち無作為抽出2人)			
2 選考基準・公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	応募者: 4人(男2女2) 選出者: 3人(男1女2) 選出地域: 第三小学校区1人、七次台小学校区1人、南山小学校区1人 選考基準: 非公開 応募方法: 郵便、電子メール 周知方法: 広報しろい、HP			
3 会議の回数・時間帯	会議の回数: 9回(全て公開) 時間帯: 平日日中			
4 事前周知の方法・会議の公開等	HP、情報公開コーナー、図書館 会議終了後の会議資料公開: 有			
5 結果公表・取扱い	公表の方法: 情報公開コーナー、HP、図書館 会議録: 逐語訳、要点訳 公開に要する期間: 2か月以内			
コメント				
条例基準		望ましい水準		

アンケート調査の実施		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
実施したアンケート	白井市文化センターのあり方検討に係るアンケート		
1 事前周知の方法	事前周知無し 実施目的の周知:無し		
2 調査方法・調査期間	郵便 無記名式 令和3年4月14日～令和3年5月10日(27日間)		
3 調査対象	15歳以上の市民		
4 発送件数・回収件数・回収率	発送件数:2,500件 回収件数:907件 回収率:36.3%		
5 結果公表・取扱い	結果公表:令和3年11月5日 公表の方法:HP プライバシーに関わる情報:非公開 審議会等への結果報告:有(資料の配布・説明により報告)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

ワークショップ		10点満点	10点満点
評価項目(配点)	実施状況	条例基準	望ましい水準
1 開催場所・時間・回数	白井市文化センターのあり方検討ワークショップ 開催場所:文化センター 開催時間:平日夜間 回数:5回		
2 資料の提供	有(配布) 会議終了後の会議資料公開:有		
3 参加者の資格	市内在住・在勤・在学の中学生以上		
4 事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、メール配信、ポスター、チラシ		
5 結果公表・取扱い	結果公表:非公開(内部用の記録として作成しているため。資料は公開している。) ワークショップ終了後の意見受付:有(ワークショップ終了後にアンケートに記入しその場で提出)		
コメント			
条例基準		望ましい水準	

その他の方法			10点満点	10点満点
評価項目(配点)		実施状況	条例基準	望ましい水準
1	開催場所・時間・回数	施設見学会(バックステージツアー) 開催場所:文化センター 時間:令和4年1月29日 13時30分～16時50分		
2	参加者の資格	市内在住者		
3	事前周知の方法	広報しろい、HP、各センター、図書館、担当課窓口、メール配信		
4	結果公表・取扱い	結果公表:非公開(内部の記録用として作成しているため) 会議録:要点訳		
5	市民参加の内容	普段立ち入ることができない施設を見学		
コメント				
条例基準			望ましい水準	

【評価チェック表】

公共施設等あり方検討事業

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

■ 条例に規定あり
 ■ 条例に規定なし
 ■ 客観的に評価可能な項目

委員氏名： _____

審議会

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
公募委員の数・全体に占める割合	① 審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているか。 ○11条 （審1-3）	/	① 以下の割合を確保しているか。 市民感覚を大切に審議会 50% 技術的・専門的な審議会 30% （審1-3）	
	② 公募枠を設けていない場合、その理由は適切か。 ○11条 （審2-2）			
選考基準、公募委員の男女比・地域の割合、募集方法	③ 客 委員の属性に偏りが生じないよう選考の基準を設け、公開しているか。 ○11条 （審3-1、3-3）		② 募集期間は適切か。（審2-3）	
	④ 性別・世代比や地域の割合は、応募者に応じて適切に選考しているか。（偏っていても全員を選考した場合は減点しない。） ○11条 （審4-1、4-2、4-3）		③ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公募委員の募集を行っているか。（審2-5）	
	⑤ 客 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず情報公開し、担当窓口などから複数の手段により公募委員の募集を行っているか。 × （「公募委員の募集」についての記載は無し） （審2-4、2-5）			
会議の回数・時間帯	⑥ 審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数を設定しているか。 × （記載無し）（審7）		④ 傍聴者が参加しやすい時間帯に開催しているか。（審1-7、7）	
			⑤ 会議開催の間隔は適切か。（審7）	
事前周知の方法・会議の公開等	⑦ 客 会議は公開されているか。非公開の場合、理由は適切か。 ○12条 （審5-3、5-4）		⑥ 会議開催について、関係者となるかたが集まりそうな場所でPRしているか。（審5-2）	
	⑧ 客 事前周知は情報公開コーナー、ホームページ、図書館で必ず行い、担当窓口などから複数の手段により行っているか。 ○12条 （審5-2）		⑦ 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（審5-2）	
	⑨ 検討に必要な資料を公開しているか。 ○13条 （審6-7）			
結果公表・取り扱い	⑩ 会議録及び検討結果は、情報公開コーナー、ホームページ及び図書館の3か所で公表されており、さらにインデックス等をつけてわかりやすく作成されているか。 ○8条、9条、13条 （審6-1、6-2、6-5）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的に公表を行っているか。（審6-2）	
			⑨ ホームページなどで議論の経過がわかりやすいように一覧化されているか。（市HP）	
			⑩ 客 会議録及び検討結果は1か月以内に公開されているか。（審6-6）	

【評価チェック表】

公共施設等あり方検討事業

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

アンケート

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
事前周知の方法	① 客 広報しるい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館では必ず行い、さらに担当窓口などから複数の手段により事前周知を行っているか。 ○17条（ア2-3）		① 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ア2-3）	
	② アンケート実施の目的を周知しているか。 ○17条（ア2-2）		② アンケートの対象者以外にも、アンケートがあることに関する周知を行っているか。（ア2-3）	
調査方法 調査期間	③ 客 プライバシーに配慮した調査方法か。 ×（記載無し）（ア1-5）		③ 客 アンケート実施期間が2週間以上あるか。（ア1-4）	
	④ 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施したか。 ×（記載無し）（ア1-4）			
調査対象	⑤ 調査対象者の選定に当たってはプライバシーに配慮しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		④ 調査対象は必要以上に限定されていないか。（ア1-3）	
	⑥ 対象者は調査目的にそった者を選定しているか。 ×（記載無し）（ア1-3）		⑤ 限定されている場合、理由は適切か。（ア1-3）	
発送件数・ 回収件数・ 回収率	⑦ 計画策定などに必要な発送件数、回収件数、回収率か。 ×（記載無し）（ア1-6、1-8）		⑥ 客 回収率は30%を超えているか。（ア1-8）	
			⑦ アンケートの回収率を上げるための工夫が見られるか。（ア1-7）	
結果公表・ 取り扱い	⑧ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館の3ヶ所全てで結果を公表しているか。 ○9条（ア3-2）		⑧ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ア3-2）	
			⑨ 市民が参考とできるようにホームページでデータを公開しているか。（ア3-2）	
	⑨ プライバシーに配慮した公開方法か。 ○8条（ア3-3）		⑩ 結果公表までの期間は適切か。（ア3-1）	
			⑪ アンケートの結果を審議会などで利用しているか。（ア3-4）	

【評価チェック表】

公共施設等あり方検討事業

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

ワークショップ

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 ○19条（準用） （ワ5）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。（ワ5）	
	② 市民が参加しやすい場所や時間帯を考慮しているか。 ○19条（準用） （ワ1-4、5）			
資料の提供	③ 客 議論に必要な資料が提供されているか。 × （記載無し）（ワ1-5）	/		
	④ 資料を提供しない場合、その理由は適切であり、閲覧可能としているか。 × （記載無し）（ワ1-5）			
	⑤ 検討に必要な資料を公開しているか。 × （記載無し）（ワ4-5）			
参加者の資格	⑥ 対象者の資格を限定していないか。 × （記載無し）（ワ1-3）	/		
	⑦ 対象者の資格を限定する場合、理由は適切か。 × （記載無し）（ワ1-3）			
事前周知の方法	⑧ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 ○ 19条（準用） （ワ2-2）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（ワ2-2）	
	⑨ その他必要な事項として、担当課名や参加可能人数、検討結果の公表時期等を周知していることが望ましい。 ○19条（準用） （ワ2-1）		③ 客 チラシやポスターなどでPRをしているか。（ワ2-2）	
結果公表・ 取り扱い	⑩ ワークショップ終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設けているか。 × （記載無し、意見交換会（第18条）には記載あり。準用は19・20条のみとなっている）（ワ1-6）		④ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（ワ4-3）	
	⑪ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○9条 （ワ4-3）		⑤ 結果公表までの期間は適切か。（ワ4-1）	

【評価チェック表】

公共施設等あり方検討事業

市民参加の総合的評価 評価基準及び水準

その他の市民参加

評価項目	市民参加条例が求める基準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価	市民参加推進会議が求める望ましい水準 全項目の実施割合（10点満点）で評価	評価
開催場所・ 時間・回数	① 回数は、内容の重要性に応じて適切な回数か。 × （記載無し） （他4）		① 各センターで実施するなど工夫しているか。（他4）	
	② 市民が参加しやすい場所や曜日、時間帯の開催を考慮しているか。 × （記載無し）（他1-4、4）			
	③ 客 原則公開としているか。非公開とする場合、適切な理由によるものか。 × （記載無し） （他3-2、3-3）			
参加者の資格	④ 対象者の資格が限定されていないか。 × （記載無し）（他1-5）		/	/
	⑤ 対象者が限定されている場合、理由は適切か。 × （記載無し） （他1-5）			
事前周知の方法	⑥ 広報しろい、ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で必ず行い、さらに担当窓口など複数の手段により事前周知を行っているか。 × （記載無し）（他2-3）		② 左記に加え、より多くの手段で積極的な事前周知を行っているか。（他2-3）	
			③ 対象者となる市民が集まりそうな場所でPRを行っているか。（他2-3）	
結果公表・ 取り扱い	⑦ 客 ホームページ、情報公開コーナー及び図書館で結果を公表しているか。 ○ 9条（他5-3）		④ 左記に加え、より多くの手段で積極的な公表を行っているか。（他5-3）	
	⑧ 検討に必要な資料を公開しているか。 × （記載無し）（他5-5）		⑤ 結果公表までの期間は適切か。（他5-1）	
市民参加の内容	⑨ 当該市民参加の方法が、他の市民参加の方法に加えて実施することの効果が認められるのか。 ○ 24条（他1-2、1-3）		⑥ 内容に新規性、革新性が認められ、実施の効果が高い。（他1-2、1-3）	

令和4年度市民参加実施状況調査票（計7事業）

事業番号

白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会
・・・1ページ～

事業番号

白井市耐震改修促進計画・・・10ページ～

事業番号

白井市空家等対策計画・・・15ページ～

事業番号

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について
・・・28ページ～

事業番号

白井市污水適正処理構想・・・36ページ～

事業番号

個人情報保護に関する法律施行条例・・・46ページ～

事業番号

公共施設等あり方検討事業・・・55ページ～

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 2 年 12 月 17 日～令和 4 年 8 月 26 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要 白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会における提言書の作成。 教育長への提言書の提出。
	2 パブリックコメントの募集 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	3 アンケート調査の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 7 月 29 日～令和 3 年 8 月 23 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要 桜台小学校・桜台中学校給食のあり方を検討する参考として、市内小学校在籍児童数の割合をもとにした18歳以上の市民から1500人を無作為に抽出し、アンケートを行った。
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	【良かった点】 白井市立桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方を検討するうえで、市民へのアンケートを実施し、多くの意見を参考にしながら、検討をすすめることができた。
	【改善点】 特になし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載 	
<p>※ 記入における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 ・ には、文字又は数字を記入してください。 ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。 ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【会議の概要】

1 会議の概要

1-1 名称	白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会
1-2 目的	この委員会は、桜台小中学校の給食のあり方を調査、審議し、教育委員会に提言をすることとしている。あり方とは、自校式、親子式、センター方式などの給食の方式を考えることであり、桜台小中学校の児童生徒に安全で安心な学校給食を効率的に提供することを目的としている。安全、安心とは、衛生基準を満たし、アレルギーにも対応できる給食ということであり、効率的とは、人件費、光熱費、維持管理費、運搬費などの経済的なことを指す。
1-3 委員構成	審議会等委員の人数 10 名 (男 7 名 女 3 名) 公募委員の割合 (20%) 女性の割合 (30%) 市内在住者数の人数 6 名 内訳 学識経験者 2 名 公募委員 2 名 (うち無作為抽出) 0 名 公益団体の代表者 1 名 行政機関等職員 0 名 その他 5 名 (市内学校長、PTA会長等)
1-4 委員の任期	3 年間 (1年未満のものは1年と記載) 令和 2 年 12 月 ~ 令和 4 年 8 月 その他()
1-5 開催の頻度	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 不定期
1-6 時間帯 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-7 時間帯の決定要因 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 委員の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 傍聴者の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 特になし
1-8 傍聴者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

【市民公募】

審議会等の委員(第11条)

2 市民公募委員の有無

2-1 公募の有無/人数	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2) 人 <input type="checkbox"/> 無
2-2 公募しない理由	
2-3 募集期間	21 日間 令和 2 年 10 月 15 日 ~ 令和 2 年 11 月 4 日
2-4 応募方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 各センター・回収箱 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-5 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-6 応募者への選考結果通知	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

3 選考基準の有無

3-1 選考基準の有無 選考基準の策定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 名称 () <input checked="" type="checkbox"/> 審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により策定 <input type="checkbox"/> 独自に策定 無
3-2 選考基準の内容 (基準の優先順位)	1 2 3 4 5 6 7
3-3 選考基準の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3-4 選考基準を公開しない理由 (3-3で無の場合に記入)	

4 公募委員

		無作為抽出以外				無作為抽出			
		応募者		決定者					
4-1	総数	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人
		男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人
4-2	地域別	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	第一小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	第二小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	第三小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	清水口小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
	大山口小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	七次台小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	南山小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	池の上小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	桜台小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
		男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人
4-3	年齢別	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	15歳～20歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	21歳～35歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	36歳～50歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
	51歳～65歳	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人	計 2 人
	66歳～ 歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
		男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人
		計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
		男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人	男 0 人・女 0 人

【会議の公開等】

会議の公開等(第12条)


5 会議の事前周知・公開

5-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5-2 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 (<input type="text"/>)
5-3 会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
5-4 非公開の理由 (5-3で非公開の場合に記入)	

【会議録の作成及び公表】

会議録の作成及び公表(第13条)/意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

6 会議録の作成

6-1 会議録の作成と公開	<input checked="" type="checkbox"/> 有  <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 理由 (<input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 無 理由 (<input type="text"/>)
6-2 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 (<input type="text"/>)
6-3 会議録の内容・様式	<input checked="" type="checkbox"/> 逐語訳 <input type="checkbox"/> 要点訳
6-4 発言者氏名の記載	<input checked="" type="checkbox"/> 公表用・原本いずれも記載 <input type="checkbox"/> 原本のみ記載 <input type="checkbox"/> 発信者は記載せず 理由 (<input type="text"/>)
6-5 会議録は見やすく工夫が されているか	
6-6 会議録の公開に要する期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 2か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 半年以内に公開
6-7 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料は公開していない

7 会議の詳細(回数に応じて増やしてください)

第1回会議詳細	議題	今後のスケジュール
	開催日時(曜日)	令和 2 年 12 月 17 日(木) 9 時 30 分 ~ 11 時 6 分
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	9 名(うち公募委員 1 名) 出席率 90.0 %
	傍聴者数	名
第2回会議詳細	議題	桜台小中学校の給食のあり方について意見調査の方法について
	開催日時(曜日)	令和 3 年 3 月 26 日(金) 15 時 45 分 ~ 16 時 30 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	9 名(うち公募委員 2 名) 出席率 90.0 %
	傍聴者数	名
第3回会議詳細	議題	桜台小中学校の給食のあり方に関するアンケートについて
	開催日時(曜日)	令和 3 年 6 月 22 日(火) 13 時 0 分 ~ 15 時 10 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	9 名(うち公募委員 2 名) 出席率 90.0 %
	傍聴者数	名
第4回会議詳細	議題	桜台小中学校の給食のあり方について
	開催日時(曜日)	令和 3 年 10 月 20 日(水) 13 時 0 分 ~ 14 時 58 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	9 名(うち公募委員 1 名) 出席率 90.0 %
	傍聴者数	名
第5回会議詳細	議題	桜台小中学校の給食のあり方について
	開催日時(曜日)	令和 4 年 1 月 26 日(水) 13 時 30 分 ~ 15 時 31 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	10 名(うち公募委員 2 名) 出席率 100.0 %
	傍聴者数	名
第6回会議詳細	議題	提言書の内容確認と意見交換
	開催日時(曜日)	令和 4 年 7 月 12 日(火) 13 時 30 分 ~ 15 時 35 分
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 2 名) 出席率 80.0 %
	傍聴者数	名
第7回会議詳細	議題	提言書の最終確認
	開催日時(曜日)	令和 4 年 8 月 26 日(金) 15 時 5 分 ~ 16 時 15 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 2 名) 出席率 80.0 %
	傍聴者数	名

【アンケートの概要】

1 アンケートの概要

1-1名称	桜台小学校・桜台中学校 学校給食のあり方に関するアンケート
1-2目的	桜台小学校・桜台中学校給食のあり方を検討するための参考資料として使用
1-3 対象・地域・抽出方法	対象 18歳以上78歳以下の市民 地域 白井市 抽出方法 市内小学校在籍児童数の割合をもとにした1500名無作為 ↳ 理由 (平等を期するため)
1-4 実施期間	26 日間 令和 3 年 7 月 29 日 木 令和 3 年 8 月 23 日 月 ↳ <input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-5 調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> WEB調査 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 記名式 <input checked="" type="checkbox"/> 無記名式 <input type="checkbox"/> その他 ()
1-6 発送件数	発送 1,500 件
1-7 回答率向上の工夫	<input type="checkbox"/> 督促ハガキ等の送付 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-8 回収件数	回収 532 件 回収率 35.5 %

【公表事項・提出方法等】 アンケート調査の実施等 (第17条)

2 アンケートの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-2 実施目的の周知	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-3 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()

【意見の取扱】 意見の取扱い (第8条)/意見の公表方法 (第9条)

3 アンケートの取扱

3-1 結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 公表済 公表の日 令和 3 年 12 月 日 <input type="checkbox"/> 公表予定 予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 公表無し 理由 ()
3-2 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()
3-3 プライバシーへの配慮	<input type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等も公開 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等は非公開 ※「プライバシー」は情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める内容
3-4 審議会等への結果報告	<input type="checkbox"/> 報告は行っていない <input type="checkbox"/> 資料の配布により報告 <input checked="" type="checkbox"/> 資料の配布・説明により報告 <input type="checkbox"/> 資料の配布・説明に加え議論を行った

令和4年度市民参加実施状況調査票

課等・班名： 建築宅地課建築班

担当者名： 秋本 裕幸

【概要】

1. 名称	白井市耐震改修促進計画
2. 位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 新規(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等をした場合) <input type="checkbox"/> 継続(令和4年度以前から計画・条例の制定・変更、改廃等を継続実施している場合) <input type="checkbox"/> 終了(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等を終了した場合)
3. 期間	開始 令和 4 年 8 月 10 日 終了 令和 4 年 9 月 21 日 ※期間が未定の場合は予定の日付を記入
4. 性格	<input checked="" type="checkbox"/> 市の施策として重要であり、特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業 <input type="checkbox"/> 広く市民の意見を反映させることが望ましい事業
5. 概要・目的	<p>近年、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に同年6月の大阪北部を震源とする地震においては、ブロック塀の倒壊により、小学生が亡くなるという痛ましい事故が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</p> <p>また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下型地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）の中では、切迫性が高く発生までの時間が限られているとの予測がされていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。</p> <p>このような背景のもと、平成31年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令が改正され、同年3月、令和4年3月に県計画が改定されたことを受け、本計画に新たな耐震化の目標等を設定する必要性が生じたことから、改定することとしました。</p>
6. 市民参加を行った理由	<p>●市民参加を行った理由（条例第6条第1項に規定する行政活動）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更 <input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 <input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの</p> <p>●市民参加を行わなかった理由（条例第6条第2項に規定する行政活動）</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由 <input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 <input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p>

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	2 パブリックコメントの募集 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 8 月 10 日 ~ 令和 4 年 9 月 1 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 別紙 パブリックコメントの概要のとおり
	3 アンケート調査の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	<p>【良かった点】</p> <p>本計画は法第6条の規定により、千葉県耐震改修促進計画に基づき、市耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされており、県計画の改定により、本計画に新たな耐震化の目標等を設定する必要が生じたことから改定しました。</p> <p>改定に係る市民参加は、県計画改定時に県民を対象としたパブリックコメントを行ったことを鑑み、本計画も同手法を採用することとし、広く意見を募集するために防災の日（9月1日）を含め実施期間を3週間としたことにより、1名10件の御意見を頂くことができました。内容も素案には反映できないが今後の参考とする意見もあり、良い取組みとなったと考えています。</p>
	<p>【改善点】</p> <p>今回は、概要版と新旧対照表を備え、分かり易くする工夫を行いました。結果として複数の方からの意見を受け取ることは出来ませんでした。また、提出方法について従来どおりポストを設置したものの投函実績はなく、電子メールでの提出となりました。今後は、このような提出が一般化すると仮定した場合、国のe-GOVパブリックコメントのような入力フォームが役立つのではないかと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	<p>(パブコメ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要 A4 1枚 ・ 新旧対照表 A4 1部(5枚組) ・ 計画改定(案) A4 1部(18枚組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載 	

※ 記入における注意事項

- ・ 欄の該当箇所にチェックをしてください。
- ・ には、文字又は数字を記入してください。
- ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。
- ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。
- ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。

【パブリックコメントの概要】パブリックコメントの募集(第14条)

1 パブリックコメント(意見公募)の概要

1-1 募集時の名称	白井市耐震改修促進計画の(改定)(案)について
1-2 募集期間	23 日間 令和 4 年 8 月 10 日(水)~令和 4 年 9 月 1 日(木)
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-3 応募方法 (該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-4 提供する資料 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の素案 <input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の概要 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書
1-5 資料の提供場所 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-6 意見提出に係る資格要件	<input checked="" type="checkbox"/> 市民(在住・在勤・在学者)のみ <input type="checkbox"/> 関係者のみ <input type="checkbox"/> 特に規定せず <input type="checkbox"/> その他 ()

【公表事項・提出方法等】パブリックコメントの公表事項(第15条)/パブリックコメントの提出方法等(第16条)

2 パブリックコメントの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対象となる事案及び事案の趣旨 <input checked="" type="checkbox"/> 提出期間 <input checked="" type="checkbox"/> 原案 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を提出できる者の範囲(資格要件) <input checked="" type="checkbox"/> 意見の提出先 <input type="checkbox"/> 必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 提出方法 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表時期 <input checked="" type="checkbox"/> 検討結果の公表方法
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (行政運営報告)
2-4 ホームページのアクセス件数	<input checked="" type="radio"/> 有 77 件 <input type="radio"/> 無

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 パブリックコメントの取扱

<p>3-1 意見の件数</p>	<p>1 人 10 件</p> <p>【意見の内訳】</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> ファクリミリ 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メール 10 件</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター 0 件 センター名と件数の内訳: [REDACTED]</p> <p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他の方法 0 件</p>
<p>3-2 提出された意見への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 素案を修正する意見 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 既に素案に盛り込んでいる意見 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが今後の参考とする意見 1 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが意見として伺った意見 9 件</p>
<p>3-3 提出された意見に対する市の考え方の公表</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 4 年 9 月 26 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ([REDACTED])</p>
<p>3-4 公表の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい</p> <p><input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ([REDACTED])</p>
<p>3-5 提出された意見の取扱い</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 提出された意見の内容を原文のまま公表</p> <p><input type="checkbox"/> 提出された意見は項目ごとにまとめて公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ([REDACTED])</p>
<p>3-6 審議会等への結果報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 報告日 令和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無 理由 ()</p>

令和4年度市民参加実施状況調査票

課等・班名： 建築宅地課建築班

担当者名： 秋本 裕幸

【概要】

1. 名称	白井市空家等対策計画
2. 位置付け	<input type="checkbox"/> 新規(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等をした場合) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(令和4年度以前から計画・条例の制定・変更、改廃等を継続実施している場合) <input type="checkbox"/> 終了(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等を終了した場合)
3. 期間	開始 令和 3 年 10 月 19 日 終了 令和 5 年 2 月 2 日 ※期間が未定の場合は予定の日付を記入
4. 性格	<input checked="" type="checkbox"/> 市の施策として重要であり、特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業 <input type="checkbox"/> 広く市民の意見を反映させることが望ましい事業
5. 概要・目的	当市では平成30年2月に「白井市空家等対策計画（以下、本計画という。）」を策定し、発生予防や適正管理の推進等の取組みを進め、令和3年10月に白井市空家等対策協議会を設置しました。さらに、国は空家等対策を強力に推進するため、同年6月に基本指針とガイドラインの改定をしています。 このような背景から、本計画において空家等対策をより一層効果的かつ効率的に推進するため、また、計画期間が令和4年度末で終了することから、本計画を改定するものです。
6. 市民参加を行った理由	●市民参加を行った理由（条例第6条第1項に規定する行政活動） <input checked="" type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更 <input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 <input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの ●市民参加を行わなかった理由（条例第6条第2項に規定する行政活動） <input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由 <input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 <input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正 <input type="checkbox"/> その他 （)

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 10 月 19 日 ~ 令和 5 年 2 月 2 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 別紙 会議の概要のとおり
	2 パブリックコメントの募集 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 12 月 9 日 ~ 令和 4 年 12 月 22 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 別紙 パブリックコメントの概要のとおり
	3 アンケート調査の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 12 月 10 日 ~ 令和 3 年 12 月 27 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 別紙 アンケートの概要のとおり
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 12 月 18 日 ~ 令和 3 年 12 月 18 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 別紙 ワークショップの概要のとおり
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	<p>【良かった点】</p> <p>令和3年10月19日に市の附属機関である白井市空き家等対策協議会を開催し、現行の白井市空き家等対策計画及び見直し方針を示したところ、見直しにあたっては空き家を整理（予防・活用・管理・除却）することと、市民に対するフィードバックの方法を明記することを加えることとして了承されました。</p> <p>市の空き家（戸建）の住宅ストックは、多くが流通に回らない傾向にあり、このような空き家は、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすような腐朽・破損の状態となることが多く、一度発生すれば周辺住民にとって資産価値に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、本計画の見直しにあたっては、協議会に意見を求めるほか、市民の声を丁寧に取り入れながら進めることにより、より良い計画とすることを目標としました。</p> <p>手段として市民参加の手法を、市民が少人数での議論や共同作業を通して市民の声を取り入れることができるワークショップ等によって市民と共に素案を作成しました。その後、素案について協議会やパブリックコメントを行い、修正を行いながら計画を改定を進めることができ、目標を達成することができたと評価しています。</p>
	<p>【改善点】</p> <p>附属機関の開催スケジュールに合わせたため、ワークショップが年末の忙しい週末の1日開催となったことは、改善の余地があるかと思えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	<p>(ワークショップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 A4 1枚 ・ 意見交換会資料 A4 1部(7枚組) ・ 白井市の空き家対策の取組み状況 A4 1枚 ・ 現行計画 A4 1部(16枚組) ・ 知っておきたい空き家の建築事情 A4 1部(10枚) <p>(アンケート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Questant 空き家に関するアンケート一式 (パブコメ) ・ 計画の概要 A4 1枚 ・ 新旧対照表 A4 1部(5枚組) ・ 計画改定(案) A4 1部(18枚組)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載 	
<p>※ 記入における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 ・ <input type="checkbox"/> には、文字又は数字を記入してください。 ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。 ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【会議の概要】

1 会議の概要

1-1 名称	白井市空家等対策協議会
1-2 目的	本協議会は空家対策事業の一つであり、各委員が部門毎の専門家として以下の事項について意見することにより、当市の空家対策がさらに推進することを目的に設置するものです。 ○ 白井市空家等対策計画の変更及び実施に関する事項 ○ 特定空家等の判定基準の作成及び改定に関する事項 ○ 特定空家等の判定及び措置の方針その必要な事項
1-3 委員構成	審議会等委員の人数 10 名（男 9 名 女 1 名）R3年度は女2名であった。 公募委員の割合（ 0 %）女性の割合（ 10 %） 市内在住者的人数 <input type="text" value=""/> 名 内訳 学識経験者 <input type="text" value="2"/> 名 公募委員 <input type="text" value="0"/> 名（うち無作為抽出） <input type="text" value=""/> 名 公益団体の代表者 <input type="text" value="2"/> 名 行政機関等職員 <input type="text" value="3"/> 名 その他 <input type="text" value="3"/> 名（ 弁護士、司法書士、宅地建物取引士 ）
1-4 委員の任期	<input type="text" value="3"/> 年間（1年未満のものは1年と記載） 令和 <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月～令和 <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 その他(<input type="text" value=""/>)
1-5 開催の頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 不定期
1-6 時間帯 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-7 時間帯の決定要因 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 委員の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 傍聴者の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 特になし
1-8 傍聴者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 (<input type="text" value=""/>) <input type="checkbox"/> 無 理由 (<input type="text" value=""/>)

【市民公募】 審議会等の委員（第11条）

2 市民公募委員の有無

2-1 公募の有無/人数	<input type="checkbox"/> 有 () 人 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-2 公募しない理由	特定空家の判定は個人の利害に関する事項を含む個人情報を扱うことから、「白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱」第4条第1項第二号及び第三号に該当するため
2-3 募集期間	日間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
2-4 応募方法	<input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 各センター・回収箱 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-5 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-6 応募者への選考結果通知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

3 選考基準の有無

3-1 選考基準の有無 選考基準の策定方法	<input type="checkbox"/> 有 名称 () <input type="checkbox"/> 審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により策定 <input type="checkbox"/> 独自に策定 <input type="checkbox"/> 無
3-2 選考基準の内容 (基準の優先順位)	1 2 3 4 5 6 7
3-3 選考基準の公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3-4 選考基準を公開しない理由 (3-3で無の場合に記入)	

4 公募委員

	無作為抽出以外				無作為抽出			
	応募者		決定者					
4-1 総数	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
4-2 第一小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
地域別 第二小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
第三小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
清水口小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
大山口小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
七次台小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
南山小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
池の上小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
桜台小学校区	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
4-3 15歳～20歳	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
年齢別 21歳～35歳	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
36歳～50歳	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
51歳～65歳	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人
66歳～ 歳	計	人	計	人	計	人	計	人
	男	人	女	人	男	人	女	人

【会議の公開等】

会議の公開等（第12条）

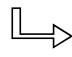
5 会議の事前周知・公開

5-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5-2 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法（議会への写しの交付）
5-3 会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
5-4 非公開の理由 (5-3で非公開の場合に記入)	

【会議録の作成及び公表】

会議録の作成及び公表（第13条）/意見の取扱い（第8条）/意見の公表方法（第9条）

6 会議録の作成

6-1 会議録の作成と公開	<input checked="" type="checkbox"/> 有  <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 理由（ ） <input type="checkbox"/> 無 理由（ ）
6-2 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法（ ）
6-3 会議録の内容・様式	<input checked="" type="checkbox"/> 逐語訳 <input type="checkbox"/> 要点訳
6-4 発言者氏名の記載	<input type="checkbox"/> 公表用・原本いずれも記載 <input type="checkbox"/> 原本のみ記載 <input checked="" type="checkbox"/> 発信者は記載せず 理由（活発な意見交換の場となるようにするため）
6-5 会議録は見やすく工夫がされているか	情報公開コーナー及び図書館に綴った会議録には、ホームページのQRコードを付して、スマートフォンやタブレットから、いつでもどこでも見れるように工夫しました。
6-6 会議録の公開に要する期間	<input type="checkbox"/> 1か月以内に公開 <input checked="" type="checkbox"/> 2か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 半年以内に公開
6-7 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料は公開していない

7 会議の詳細(回数に応じて増やしてください)

第1回会議詳細 (令和3年度)	議題	議題1 会長・副会長の選出について 議題2 現行の白井市空家等対策計画と見直し計画の策定方針について 議題3 白井市特定空家等の判定基準(案)について
	開催日時(曜日)	令和 3 年 10 月 19 日(火) 13 時 30 分 ~ 15 時 50 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	10 名(うち公募委員 0 名) 出席率 %
	傍聴者数	5 名
第2回会議詳細 (令和3年度)	議題	議題1 空家等対策計画と見直し計画について 議題2 特定空家等の判断基準(案)について
	開催日時(曜日)	令和 4 年 3 月 11 日(金) 14 時 0 分 ~ 16 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 0 名) 出席率 % リモート2名
	傍聴者数	3 名
第1回会議詳細 (令和4年度)	議題	議題1 空家等対策計画の見直し(素案)について 報告1 特定空家等の判断基準の決定について
	開催日時(曜日)	令和 4 年 7 月 21 日(木) 14 時 0 分 ~ 16 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 0 名) 出席率 %
	傍聴者数	6 名
第2回会議詳細 (令和4年度)	議題	議題1 空家等対策計画の見直し(素案)の修正稿について
	開催日時(曜日)	令和 4 年 10 月 27 日(木) 14 時 0 分 ~ 16 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	10 名(うち公募委員 0 名) 出席率 %
	傍聴者数	3 名
第3回会議詳細 (令和4年度)	議題	議題1 (第2次)白井市空家等対策計画の決定について 報告 令和5年度に実施予定の対策について
	開催日時(曜日)	令和 5 年 2 月 2 日(木) 10 時 0 分 ~ 12 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 0 名) 出席率 %
	傍聴者数	8 名

【パブリックコメントの概要】パブリックコメントの募集(第14条)

1 パブリックコメント(意見公募)の概要

1-1 募集時の名称	白井市空家等対策計画(改定)(案)について
1-2 募集期間	14日間 令和4年12月9日(金)~令和4年12月22日(木)
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-3 応募方法 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-4 提供する資料 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の素案 <input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の概要 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書
1-5 資料の提供場所 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-6 意見提出に係る資格要件	<input checked="" type="checkbox"/> 市民(在住・在勤・在学者)のみ <input type="checkbox"/> 関係者のみ <input type="checkbox"/> 特に規定せず <input type="checkbox"/> その他 ()

【公表事項・提出方法等】パブリックコメントの公表事項(第15条)/パブリックコメントの提出方法等(第16条)

2 パブリックコメントの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対象となる事案及び事案の趣旨 <input checked="" type="checkbox"/> 提出期間 <input checked="" type="checkbox"/> 原案 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を提出できる者の範囲(資格要件) <input checked="" type="checkbox"/> 意見の提出先 <input type="checkbox"/> 必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 提出方法 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表時期 <input checked="" type="checkbox"/> 検討結果の公表方法
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (行政運営報告)
2-4 ホームページのアクセス件数	<input checked="" type="radio"/> 有 190件 <input type="radio"/> 無

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 パブリックコメントの取扱

<p>3-1 意見の件数</p>	<p>1 人 3 件</p> <p>【意見の内訳】</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> ファクリミリ 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メール 3 件</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター 0 件</p> <p>センター名と件数の内訳: [REDACTED]</p> <p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他の方法 0 件</p>
<p>3-2 提出された意見への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 素案を修正する意見 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既に素案に盛り込んでいる意見 1 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが今後の参考とする意見 1 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが意見として伺った意見 1 件</p>
<p>3-3 提出された意見に対する市の考え方の公表</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 5 年 2 月 2 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ([REDACTED])</p>
<p>3-4 公表の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい</p> <p><input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (審議会資料として)</p>
<p>3-5 提出された意見の取扱い</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 提出された意見の内容を原文のまま公表</p> <p><input type="checkbox"/> 提出された意見は項目ごとにまとめて公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ([REDACTED])</p>
<p>3-6 審議会等への結果報告</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 報告日 令和 5 年 2 月 2 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ()</p>

【アンケートの概要】

1 アンケートの概要

1-1名称	空き家に関するアンケート
1-2目的	市民の声を取り入れながら進め、より良い計画とするため。
1-3 対象・地域・抽出方法	対象 eモニター登録者 地域 抽出方法
	理由 ()
1-4 実施期間	18 日間 令和 3 年 12 月 10 日 (金)・令和 3 年 12 月 27 日 (月)
	意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-5 調査方法	<input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> WEB調査 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (Questant eモニターに登録された方を対象にメールでURLを送信) <input type="checkbox"/> 記名式 <input checked="" type="checkbox"/> 無記名式 <input type="checkbox"/> その他 ()
1-6 発送件数	発送 347 件
1-7 回答率向上の工夫	督促ハガキ等の送付 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (実施期間内に週末を多く含める)
1-8 回収件数	回収 181 件 回収率 52 %

【公表事項・提出方法等】アンケート調査の実施等(第17条)

2 アンケートの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-2 実施目的の周知	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-3 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 アンケートの取扱

3-1 結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 公表済 公表の日 令和 4 年 3 月 11 日 <input type="checkbox"/> 公表予定 予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 公表無し 理由 ()
3-2 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (審議会資料として)
3-3 プライバシーへの配慮	<input type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等も公開 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等は非公開 ※「プライバシー」は情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める内容
3-4 審議会等への結果報告	<input type="checkbox"/> 報告は行っていない <input type="checkbox"/> 資料の配布により報告 <input type="checkbox"/> 資料の配布・説明により報告 <input checked="" type="checkbox"/> 資料の配布・説明に加え議論を行った

【ワークショップの概要】 ワークショップの開催(第21条)

1 ワークショップの概要

1-1 名称	白井市空家等対策計画の見直しに係る意見交換会
1-2 目的	まちづくりの主役である市民による空家対策について、市民参加・協働として実現可能性の高い取組みのアイデア出し
1-3 対象者の選別	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 対象者資格あり 資格 () <input type="checkbox"/> 対象者資格なし 理由 <input checked="" type="checkbox"/> 無 内容 (応募による満18歳以上の市内在住・在勤者)
1-4 時間帯(該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input checked="" type="checkbox"/> 土日休日
1-5 出席者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
1-6 終了後の意見受付	<input type="checkbox"/> 受け付けている <input checked="" type="checkbox"/> 受け付けていない 受付方法 ()

【公表事項・提出方法等】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)

2 ワークショップの事前周知

2-1 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 議題の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 開催日時 <input type="checkbox"/> 検討結果等の公表予定時期 <input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせ先 <input checked="" type="checkbox"/> 定員 <input checked="" type="checkbox"/> 開催場所 <input checked="" type="checkbox"/> 参加資格
2-2 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (行政運営報告、駅前・駅中掲示板) <input checked="" type="checkbox"/> ポスターによるPRの実施 <input type="checkbox"/> チラシによるPRの実施
2-3 資料の事前公開	<input type="checkbox"/> ワークショップに係る資料は事前に公開した <input checked="" type="checkbox"/> ワークショップに係る資料は当日に配布した

【ワークショップの公開等】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)

3 ワークショップの公開

3-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日時 令和 3 年 12 月 1 日～ <input type="checkbox"/> 無
3-2 ワークショップの公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
3-3 非公開の場合理由(3-2で非公開の場合、記入)	

【開催記録の作成及び公表】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)/意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

4 開催記録の作成

4-1 開催記録の作成と公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 公表 公表の日 令和 4 年 3 月 11 日 <input type="checkbox"/> 非公開 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
4-2 開催記録の内容	<input type="checkbox"/> 逐語訳 <input checked="" type="checkbox"/> 要点訳
4-3 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (審議会資料として)
4-4 提出された意見に対する市の考え方の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 4 年 3 月 11 日 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
4-5 会議資料の公開	<input type="checkbox"/> ワークショップ終了後、会議資料を公開している <input checked="" type="checkbox"/> ワークショップ終了後、会議資料は公開していない

5 会議の詳細

第1回ワークショップ	議題	まちづくりの主役である市民による空家対策について
	開催日時	令和 3 年 12 月 18 日 10 時 0 分 ~
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	11 名 ※うち2名市民協働ファシリテーター
第2回ワークショップ	議題	まちづくりの主役である市民による空家対策について
	開催日時	令和 3 年 12 月 18 日 14 時 0 分 ~
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	10 名 ※うち2名市民協働ファシリテーター

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	2 パブリックコメントの募集 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 9 月 1 日 ~ 令和 4 年 9 月 14 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 出張所の廃止を検討するにあたり、広く市民からの意見を収集し、施策に反映させるため実施した。
	3 アンケート調査の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 4 月 27 日 ~ 令和 4 年 5 月 22 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 今後の証明書発行のあり方を検討するにあたり、住民票の取得方法の認知度や利用実態など、証明書発行業務に関する市民のニーズを把握することを目的として実施した。
	4 意見交換会の開催 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 9 月 2 日 ~ 令和 4 年 9 月 4 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 出張所の廃止を検討するにあたり、広く市民からの意見を収集し、施策に反映させるため実施した。
	5 ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見を施策に反映させるのに十分な検討期間を見込んで実施することができた。 アンケート後に意見交換会とパブリックコメントを実施することでアンケート結果を意見交換会やパブリックコメントの意見に反映させることができた。 アンケートの自由意見欄への記入率が高く、多数の意見を収集できた。 意見交換会での意見を基に、出張所廃止により不便となる高齢者への救済措置を実施することにつながるなど、市民の意見を市の施策に反映させることができた。
	<p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見交換会の参加者が少なかった。
<ul style="list-style-type: none"> 選定した市民参加の手法は適切であったか。 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	<p>アンケート調査 説明資料</p> <p>意見交換会 説明資料 アンケート調査結果</p> <p>パブリックコメント 説明資料 アンケート調査結果</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載
<p>※ 記入における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> には、文字又は数字を記入してください。 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 事業名は、正式な名称を記入してください。 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【パブリックコメントの概要】パブリックコメントの募集(第14条)

1 パブリックコメント(意見公募)の概要

1-1 募集時の名称	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する検討について
1-2 募集期間	14 日間 令和 4 年 9 月 1 日(木)~令和 4 年 9 月 14 日(水)
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-3 応募方法 (該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (意見交換会会場)
1-4 提供する資料 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の素案 <input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の概要 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書
1-5 資料の提供場所 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-6 意見提出に係る資格要件	<input type="checkbox"/> 市民(在住・在勤・在学者)のみ <input type="checkbox"/> 関係者のみ <input checked="" type="checkbox"/> 特に規定せず <input type="checkbox"/> その他 ()

【公表事項・提出方法等】パブリックコメントの公表事項(第15条)/パブリックコメントの提出方法等(第16条)

2 パブリックコメントの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対象となる事案及び事案の趣旨 <input checked="" type="checkbox"/> 提出期間 <input checked="" type="checkbox"/> 原案 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を提出できる者の範囲(資格要件) <input checked="" type="checkbox"/> 意見の提出先 <input type="checkbox"/> 必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 提出方法 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表時期 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表方法
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-4 ホームページのアクセス件数	<input checked="" type="radio"/> 有 96 件 <input type="radio"/> 無

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 パブリックコメントの取扱

<p>3-1 意見の件数</p>	<p>7 人 10 件</p> <p>【意見の内訳】</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> ファクリミリ 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メール 3 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 各センター 1 件 センター名と 件数の内訳： 桜台センター 1件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 3 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 3 件 (意見交換会終了後に受付)</p>
<p>3-2 提出された意見への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 素案を修正する意見 0 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既に素案に盛り込んでいる意見 4 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが今後の参考とする意見 3 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが意見として伺った意見 3 件</p>
<p>3-3 提出された意見に対する 市の考え方の公表</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 4 年 10 月 31 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ()</p>
<p>3-4 公表の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい</p> <p><input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()</p>
<p>3-5 提出された意見の取扱い</p>	<p><input type="checkbox"/> 提出された意見の内容を原文のまま公表</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 提出された意見は項目ごとにまとめて公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>3-6 審議会等への結果報告</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 報告日 令和 年 月 日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 無 理由 (審議会を設置していないため)</p>

【アンケートの概要】

1 アンケートの概要

1-1 名称	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関するアンケート調査
1-2 目的	今後の証明書発行のあり方を検討するに当たり、住民票の取得方法の認知度や
1-3 対象・地域・抽出方法	対象 市内在住の18歳以上の男女 2,000人
	地域 市内全地域
	抽出方法 無作為抽出により選定
	↳ 理由(客観性を確保するため)
1-4 実施期間	26日間 令和4年4月27日(水)~令和4年5月22日(日)
	↳ <input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-5 調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> WEB調査 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 記名式 <input checked="" type="checkbox"/> 無記名式 <input type="checkbox"/> その他 ()
1-6 発送件数	発送 2,000 件
1-7 回答率向上の工夫	<input type="checkbox"/> 督促ハガキ等の送付 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-8 回収件数	回収 895 件 回収率 44.75 %

【公表事項・提出方法等】アンケート調査の実施等(第17条)

2 アンケートの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 実施目的の周知	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 アンケートの取扱

3-1 結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 公表済 公表の日 令和4年8月2日 <input type="checkbox"/> 公表予定 予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 公表無し 理由 ()
3-2 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (意見交換会・パブリックコメント)
3-3 プライバシーへの配慮	<input type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等も公開 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等は非公開 ※「プライバシー」は情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める内容
3-4 審議会等への結果報告	<input checked="" type="checkbox"/> 報告は行っていない <input type="checkbox"/> 資料の配布により報告 <input type="checkbox"/> 資料の配布・説明により報告 <input type="checkbox"/> 資料の配布・説明に加え議論を行った

意見交換会の開催(第18条)

【意見交換会の概要】

1 意見交換会の概要

1-1 名称	証明書発行窓口(出張所)のあり方に関する意見交換会
1-2 目的	出張所の廃止を検討するにあたり、広く市民の意見を施策に反映させるため。
1-3 時間帯(該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 平日日中 <input checked="" type="checkbox"/> 平日夜間 <input checked="" type="checkbox"/> 土日休日
1-4 意見を述べることの 出来る者の範囲	特に規定せず 理由 (多様な意見を収集するため)
1-5 出席者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
1-6 意見交換会終了後における 市民の意見の受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> その他の方法 (パブリックコメントで受付)

【公表事項・提出方法等】開催日の事前公表(第19条)

2 意見交換会の事前周知

2-1 周知内容	<input checked="" type="checkbox"/> 議題の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 開催日時 <input checked="" type="checkbox"/> 開催場所 <input type="checkbox"/> 参加資格 <input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせ先 <input type="checkbox"/> 定員 <input type="checkbox"/> 検討結果等の公表予定時期
2-2 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> ポスターによるPRの実施 <input checked="" type="checkbox"/> チラシによるPRの実施
2-3 資料の事前公開	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会に係る資料は事前に公開した <input type="checkbox"/> 意見交換会に係る資料は当日に配布した

【意見交換会の公開】

3 意見交換会の公開

3-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3-2 意見交換会の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
3-3 非公開の理由 (3-2で非公開の場合に記入)	

【開催記録の作成及び公表】 開催記録の作成及び公表(第20条)/意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

4 開催記録の作成

4-1 開催記録の作成と公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 公表の日 令和 4 年 10 月 31 日 <input type="checkbox"/> 非公開 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
4-2 開催記録の内容	<input type="checkbox"/> 逐語訳 <input checked="" type="checkbox"/> 要点訳
4-3 発言者氏名の記載	<input type="checkbox"/> 公表用・原本いずれも記載 <input type="checkbox"/> 原本のみ記載 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者は記載せず 理由 (個人情報保護のため)
4-4 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
4-5 提出された意見に対する市の考え方の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 4 年 10 月 31 日 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
4-6 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 意見交換会終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> 意見交換会終了後、会議資料は公開していない

5 会議の詳細

第1回意見交換会詳細	議題	証明書発行窓口(出張所)のあり方について
	開催日時	令和 4 年 9 月 2 日(金) 18 時 0 分 ~ 19 時 0 分 (1時間)
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	0 名
第2回意見交換会詳細	議題	証明書発行窓口(出張所)のあり方について
	開催日時	令和 4 年 9 月 3 日(土) 10 時 0 分 ~ 11 時 0 分 (1時間)
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	1 名
第3回意見交換会詳細	議題	証明書発行窓口(出張所)のあり方について
	開催日時	令和 4 年 9 月 3 日(土) 13 時 0 分 ~ 14 時 0 分 (1時間)
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	0 名
第4回意見交換会詳細	議題	証明書発行窓口(出張所)のあり方について
	開催日時	令和 4 年 9 月 4 日(日) 10 時 0 分 ~ 11 時 0 分 (1時間)
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	4 名
第5回意見交換会詳細	議題	証明書発行窓口(出張所)のあり方について
	開催日時	令和 4 年 9 月 4 日(日) 13 時 0 分 ~ 14 時 0 分 (1時間)
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	5 名

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 11 月 21 日 ~ 令和 5 年 1 月 23 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 令和4年度第2回及び第3回上下水道事業審議会において審議を行う。 概要説明(令和4年11月21日) パブリックコメント結果説明(令和5年1月23日)
	2 パブリックコメントの募集 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 12 月 16 日 ~ 令和 5 年 1 月 5 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 提出意見の数〇件
	3 アンケート調査の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	【良かった点】 下水道事業の有識者や受益者に加え、一般市民に広く意見を伺う機会を設けることができた。
	【改善点】 パブリックコメントの提出意見が0件であり、下水道事業について一般市民の関心を高めることが必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	1) 審議会 白井市汚水適正処理構想（案）※冊子配布 2) パブリックコメント 白井市汚水適正処理構想（案）※冊子の閲覧 白井市汚水適正処理構想（改定）（案）に対する意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載 	
※ 記入における注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 ・ <input type="checkbox"/> には、文字又は数字を記入してください。 ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。 ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【会議の概要】

1 会議の概要

1-1 名称	令和4年度上下水道事業審議会（第2回 第3回）
1-2 目的	水道及び下水道事業の円滑な運営を図るため、白井市上下水道事業審議会を設置しています。
1-3 委員構成	審議会等委員の人数 10 名（男 8 名 女 2 名） 公募委員の割合（30%）女性の割合（20%） 市内在住者等の人数 7 名 内訳 学識経験者 4 名 公募委員 3 名（うち無作為抽出） 1 名 公益団体の代表者 0 名 行政機関等職員 0 名 その他 3 名（下水道受益者3名）
1-4 委員の任期	3 年間（1年未満のものは1年と記載） 令和 4 年 8 月～令和 7 年 7 月 その他（委嘱日から3年）
1-5 開催の頻度	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 不定期
1-6 時間帯 （該当するもの全て）	<input checked="" type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-7 時間帯の決定要因 （該当するもの全て）	<input checked="" type="checkbox"/> 委員の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 傍聴者の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 特になし
1-8 傍聴者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由（ ） <input type="checkbox"/> 無 理由（ ）

【市民公募】

審議会等の委員(第11条)

2 市民公募委員の有無

2-1 公募の有無/人数	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (3) 人 <input type="checkbox"/> 無
2-2 公募しない理由	
2-3 募集期間	34 日間 令和 4 年 4 月 15 日 ~ 令和 4 年 5 月 20 日
2-4 応募方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 各センター・回収箱 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-5 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-6 応募者への選考結果通知	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

3 選考基準の有無

3-1 選考基準の有無 選考基準の策定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 名称 () <input checked="" type="checkbox"/> 審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により策定 <input type="checkbox"/> 独自に策定 無
3-2 選考基準の内容 (基準の優先順位)	1 応募の動機が委員の職務に照らし適切であるものを優先とする。 2 市政への参画経験の少ない者を優先とする。 3 複数の公募委員を選任するときは、男女比率、地域・年齢構成の均衡に考慮する。また、同一の団体、サークル等に所属しないよう配慮するものとする。 4 地域要件 5 その他の要件(上下水道部門の技術士の資格を有しており、審議会の管理等における審議において、重要な役割を果たすものとして評価した。) 6 7
3-3 選考基準の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3-4 選考基準を公開しない理由 (3-3で無の場合に記入)	

4 公募委員

	無作為抽出以外				無作為抽出			
	応募者		決定者					
4-1 総数	計 4 人	計 2 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
4-2 第一小学校区	男 4 人・女 0 人	男 2 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人	男 1 人・女 0 人
地域別 第二小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
第三小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
清水口小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
大山口小学校区	計 1 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
七次台小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
南山小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
池の上小学校区	計 1 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
桜台小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
4-3 15歳～20歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
年齢別 21歳～35歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
36歳～50歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
51歳～65歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
66歳～ 歳	計 4 人	計 2 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人

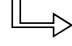
【会議の公開等】 会議の公開等（第12条）

5 会議の事前周知・公開

5-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5-2 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
5-3 会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
5-4 非公開の理由 (5-3で非公開の場合に記入)	

【会議録の作成及び公表】 会議録の作成及び公表（第13条）/意見の取扱い（第8条）/意見の公表方法（第9条）

6 会議録の作成

6-1 会議録の作成と公開	<input checked="" type="checkbox"/> 有  <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
6-2 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
6-3 会議録の内容・様式	<input checked="" type="checkbox"/> 逐語訳 <input type="checkbox"/> 要点訳
6-4 発言者氏名の記載	<input type="checkbox"/> 公表用・原本いずれも記載 <input checked="" type="checkbox"/> 原本のみ記載 <input type="checkbox"/> 発信者は記載せず 理由 ()
6-5 会議録は見やすく工夫が されているか	
6-6 会議録の公開に要する期間	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 2か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 半年以内に公開
6-7 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料は公開していない

7 会議の詳細(回数に応じて増やしてください)

第1回会議詳細	議題	汚水適正処理構想(案)について
	開催日時(曜日)	令和 4 年 11 月 21 日(月) 14 時 0 分 ~ 16 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	8 名(うち公募委員 3 名) 出席率 ## %
	傍聴者数	3 名
第2回会議詳細	議題	汚水適正処理構想のパブリックコメントの結果について(報告)
	開催日時(曜日)	令和 5 年 1 月 23 日(月) 10 時 0 分 ~ 11 時 15 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	9 名(うち公募委員 3 名) 出席率 ## %
	傍聴者数	0 名

【パブリックコメントの概要】パブリックコメントの募集(第14条)

1 パブリックコメント(意見公募)の概要

1-1 募集時の名称	白井市汚水適正処理構想(改定)(案)について
1-2 募集期間	21 日間 令和 4 年 12 月 16 日(金)~令和 5 年 1 月 5 日(木)
	<input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-3 応募方法 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-4 提供する資料 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の素案 <input type="checkbox"/> 計画や条例の概要 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書
1-5 資料の提供場所 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-6 意見提出に係る資格要件	<input type="checkbox"/> 市民(在住・在勤・在学者)のみ <input type="checkbox"/> 関係者のみ <input type="checkbox"/> 特に規定せず <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市内在住、在勤、在学者、市内に事業所を有する法人や団体)

【公表事項・提出方法等】パブリックコメントの公表事項(第15条)/パブリックコメントの提出方法等(第16条)

2 パブリックコメントの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対象となる事案及び事案の趣旨 <input checked="" type="checkbox"/> 提出期間 <input checked="" type="checkbox"/> 原案 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を提出できる者の範囲(資格要件) <input checked="" type="checkbox"/> 意見の提出先 <input checked="" type="checkbox"/> 必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 提出方法 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表時期 <input checked="" type="checkbox"/> 検討結果の公表方法
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-4 ホームページの アクセス件数	<input checked="" type="radio"/> 有 52 件 <input type="radio"/> 無

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 パブリックコメントの取扱

<p>3-1 意見の件数</p>	<p>0 人 0 件</p> <p>【意見の内訳】</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> ファクリミリ 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メール 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター 0 件</p> <p>センター名と件数の内訳: [Redacted]</p> <p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他の方法 0 件</p>
<p>3-2 提出された意見への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 素案を修正する意見 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 既に素案に盛り込んでいる意見 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 素案には反映できないが今後の参考とする意見 0 件</p> <p><input type="checkbox"/> 素案には反映できないが意見として伺った意見 0 件</p>
<p>3-3 提出された意見に対する市の考え方の公表</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 0 年 0 月 0 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ([Redacted])</p>
<p>3-4 公表の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい</p> <p><input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ([Redacted])</p>
<p>3-5 提出された意見の取扱い</p>	<p><input type="checkbox"/> 提出された意見の内容を原文のまま公表</p> <p><input type="checkbox"/> 提出された意見は項目ごとにまとめて公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ([Redacted])</p>
<p>3-6 審議会等への結果報告</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 報告日 令和 5 年 1 月 23 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 ()</p>

令和4年度市民参加実施状況調査票

課等・班名： 総務課行政係

担当者名： 小池

【概要】

1. 名称	個人情報に関する法律施行条例
2. 位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 新規(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等をした場合) <input type="checkbox"/> 継続(令和4年度以前から計画・条例の制定・変更、改廃等を継続実施している場合) <input type="checkbox"/> 終了(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等を終了した場合)
3. 期間	開始 令和 4 年 9 月 28 日 終了 令和 4 年 12 月 19 日 ※期間が未定の場合は予定の日付を記入
4. 性格	<input type="checkbox"/> 市の施策として重要であり、特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業 <input checked="" type="checkbox"/> 広く市民の意見を反映させることが望ましい事業
5. 概要・目的	国のデジタル社会の形成に関する施策の一環として、個人情報保護制度の見直し（個人情報の保護に関する法律の改正）が行われ、条例に基づき制度の運用をしていた地方公共団体においても、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立などを目的として、令和5年4月1日から法の規律が適用されることとなった。 法に定められたルールのうち、一部の事項については、地方公共団体の条例で定める必要があったことから、白井市個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行条例を制定したものを。
6. 市民参加を行った理由	<p>●市民参加を行った理由（条例第6条第1項に規定する行政活動）</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更<input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃<input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃<input checked="" type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃<input type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更<input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの <p>●市民参加を行わなかった理由（条例第6条第2項に規定する行政活動）</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由<input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃<input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正<input type="checkbox"/> その他（ ）

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 9 月 28 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 白井市情報公開・個人情報保護審査会（市民公募なし）
	2 パブリックコメントの募集 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 4 年 10 月 17 日 ~ 令和 4 年 10 月 31 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要 法施行条例の骨子案について市民の意見を募集したもの
	3 アンケート調査の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 具体的な内容

8. 自己評価	【良かった点】 パブリックコメントの周知・募集については、期間を除き、その方法や資料の提供場所については、必要十分なものであったと考えている。
	【改善点】 内部での検討に時間を要してしまったため、審議会への意見聴取や議会への条例案提出のスケジュールの都合上、パブリックコメントの周知・募集期間や、内容に反映すべき意見があった場合の検討期間を十分に確保することができなかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	(審議会・パブリックコメント共通) <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案 ・ 参考資料 個人情報保護法の改正の概要 ・ 参考資料 白井市個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法の主な相違点 ・ 参考資料 地方公共団体が定める条例（法施行条例）について
	(審議会のみ配布) <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料 白井市個人情報保護条例と個人情報保護法の条文比較
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載 	
※ 記入における注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 ・ <input type="checkbox"/> には、文字又は数字を記入してください。 ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。 ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【会議の概要】

1 会議の概要

1-1 名称	白井市情報公開・個人情報保護審査会
1-2 目的	情報公開制度・個人情報保護制度における不服申立ての審査、同制度に関する意見聴取、行政不服審査法に基づく審査請求の審査を行うために、市長の附属機関として設置しているもの。
1-3 委員構成	審議会等委員の人数 5 名 (男 3 名 女 2 名) 公募委員の割合 (0 %) 女性の割合 (40 %) 市内在住者等の人数 3 名 内訳 学識経験者 2 名 公募委員 0 名 (うち無作為抽出) 名 公益団体の代表者 0 名 行政機関等職員 0 名 その他 3 名 (民生委員児童委員、行政相談員、元教育関係者(学校長))
1-4 委員の任期	2 年間 (1年未満のものは1年と記載) 令和 3 年 10 月 ~ 令和 5 年 9 月 その他()
1-5 開催の頻度	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 不定期
1-6 時間帯 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 平日日中 <input checked="" type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-7 時間帯の決定要因 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 委員の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 傍聴者の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 特になし
1-8 傍聴者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

【市民公募】

審議会等の委員(第11条)

2 市民公募委員の有無

2-1 公募の有無/人数	<input type="checkbox"/> 有 () 人 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-2 公募しない理由	審査会の担任する事務(※)の性質上、市民公募は行っていない。 (法や条例に基づく行政処分に対する不服審査を行う事務を所掌しており、法的な観点や専門知識に基づく意見を求める機関となっている。また、個人情報等の機密情報を扱う場面もあるため、審議内容を外部に漏らした場合の刑事罰が設けられた唯一の機関である。)
2-3 募集期間	日間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
2-4 応募方法	<input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 各センター・回収箱 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-5 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-6 応募者への選考結果通知	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

3 選考基準の有無

3-1 選考基準の有無 選考基準の策定方法	<input type="checkbox"/> 有 名称 () <input type="checkbox"/> 審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により策定 <input type="checkbox"/> 独自に策定 <input checked="" type="checkbox"/> 無
3-2 選考基準の内容 (基準の優先順位)	1 2 3 4 5 6 7
3-3 選考基準の公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3-4 選考基準を公開しない理由 (3-3で無の場合に記入)	

4 公募委員

	無作為抽出以外				無作為抽出			
	応募者		決定者					
4-1 総数	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
4-2 地域別	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
第一小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
第二小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
第三小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
清水口小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
大山口小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
七次台小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
南山小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
池の上小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
桜台小学校区	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
4-3 年齢別	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
15歳～20歳	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
21歳～35歳	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
36歳～50歳	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
51歳～65歳	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人
66歳～ 歳	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人	計 男 人・女	計 人

【会議の公開等】

会議の公開等(第12条)

5 会議の事前周知・公開

5-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
5-2 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
5-3 会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
5-4 非公開の理由 (5-3で非公開の場合に記入)	

【会議録の作成及び公表】

会議録の作成及び公表(第13条)/意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

6 会議録の作成

6-1 会議録の作成と公開	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 理由 () 理由 ()
6-2 公表の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
6-3 会議録の内容・様式	<input checked="" type="checkbox"/> 逐語訳 <input type="checkbox"/> 要点訳
6-4 発言者氏名の記載	<input type="checkbox"/> 公表用・原本いずれも記載 <input checked="" type="checkbox"/> 原本のみ記載 <input type="checkbox"/> 発信者は記載せず 理由 ()
6-5 会議録は見やすく工夫が されているか	
6-6 会議録の公開に要する期間	<input type="checkbox"/> 1か月以内に公開 <input type="checkbox"/> 2か月以内に公開 <input checked="" type="checkbox"/> 半年以内に公開
6-7 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> 審議会終了後、会議資料は公開していない

7 会議の詳細(回数に応じて増やしてください)

第1回会議詳細	議題	個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について 等
	開催日時(曜日)	令和 4 年 9 月 28 日 (水) 14 時 0 分 ~ 16 時 0 分
	開催場所	<input checked="" type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> その他
	出席委員	5 名 (うち公募委員 0 名) 出席率 100.0 %
	傍聴者数	4 名

【パブリックコメントの概要】パブリックコメントの募集(第14条)

1 パブリックコメント(意見公募)の概要

1-1 募集時の名称	(仮称)白井市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)について
1-2 募集期間	15 日間 令和 4 年 10 月 17 日(月)~令和 4 年 10 月 31 日(月)
	<input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-3 応募方法 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input checked="" type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-4 提供する資料 (該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 計画や条例の素案 <input checked="" type="checkbox"/> 計画や条例の概要 <input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメントの目的・意見の提出方法などを記した案内 <input checked="" type="checkbox"/> 意見書
1-5 資料の提供場所 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-6 意見提出に係る資格要件	<input checked="" type="checkbox"/> 市民(在住・在勤・在学者)のみ <input type="checkbox"/> 関係者のみ <input type="checkbox"/> 特に規定せず <input type="checkbox"/> その他 ()

【公表事項・提出方法等】パブリックコメントの公表事項(第15条)/パブリックコメントの提出方法等(第16条)

2 パブリックコメントの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2-2 周知の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対象となる事案及び事案の趣旨 <input checked="" type="checkbox"/> 提出期間 <input type="checkbox"/> 原案 <input checked="" type="checkbox"/> 意見を提出できる者の範囲(資格要件) <input checked="" type="checkbox"/> 意見の提出先 <input type="checkbox"/> 必要な事項 <input checked="" type="checkbox"/> 提出方法 <input type="checkbox"/> 検討結果の公表時期 <input checked="" type="checkbox"/> 検討結果の公表方法
2-3 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-4 ホームページのアクセス件数	<input checked="" type="radio"/> 有 101 件 <input type="radio"/> 無

【意見の取扱】意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9条)

3 パブリックコメントの取扱

<p>3-1 意見の件数</p>	<p>1 人 2 件</p> <p>【意見の内訳】</p> <p><input type="checkbox"/> 郵便 〃 件</p> <p><input type="checkbox"/> ファクリミリ 〃 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 電子メール 2 件</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター 〃 件 センター名と件数の内訳： 〃</p> <p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 〃 件</p> <p><input type="checkbox"/> その他の方法 〃 件</p>
<p>3-2 提出された意見への対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 素案を修正する意見 〃 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既に素案に盛り込んでいる意見 1 件</p> <p><input type="checkbox"/> 素案には反映できないが今後の参考とする意見 〃 件</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 素案には反映できないが意見として伺った意見 1 件</p>
<p>3-3 提出された意見に対する市の考え方の公表</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 4 年 11 月 9 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 (〃)</p>
<p>3-4 公表の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開コーナー</p> <p><input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい</p> <p><input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 (〃)</p>
<p>3-5 提出された意見の取扱い</p>	<p><input type="checkbox"/> 提出された意見の内容を原文のまま公表</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 提出された意見は項目ごとにまとめて公表</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (〃)</p>
<p>3-6 審議会等への結果報告</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 報告日 令和 4 年 12 月 1 日</p> <p><input type="checkbox"/> 無 理由 (〃)</p>

令和4年度市民参加実施状況調査票

課等・班名：文化センター 管理班
 担当者名：大塚隆雄

【概要】

1. 名称	公共施設等あり方検討事業
2. 位置付け	<input type="checkbox"/> 新規(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等をした場合) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(令和4年度以前から計画・条例の制定・変更、改廃等を継続実施している場合) <input type="checkbox"/> 終了(令和4年度中に計画・条例の制定・変更、改廃等を終了した場合)
3. 期間	開始 令和 3 年 1 月 6 日 終了 令和 5 年 3 月 31 日 ※期間が未定の場合は予定の日付を記入
4. 性格	<input checked="" type="checkbox"/> 市の施策として重要であり、特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業 <input type="checkbox"/> 広く市民の意見を反映させることが望ましい事業
5. 概要・目的	文化センターは、文化会館、図書館、郷土資料館、プラネタリウム館の4館からなる複合施設で、平成6年(1994年)に開館し、これまで市の文化芸術活動や生涯学習活動の拠点として大きな役割を担ってきた。開館以来26年が経過したことで機器や設備の老朽化が進行して大規模改修が必要な時期を迎えており、建設当初から大きく変化した社会情勢や市民ニーズ等を踏まえて今後の施設の利用方法について現状にとらわれずにゼロベースで検討を行い、あり方を決定する必要がある。 教育委員会は、「白井市文化センターのあり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、今後の文化センターのあり方について9回にわたり、調査・審議していただき、その結果が「白井市文化センターのあり方検討に関する提言書」として令和5年3月に教育委員会に提出された。
6. 市民参加を行った理由	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加を行った理由(条例第6条第1項に規定する行政活動) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い施策の基本方針その他の基本的事項を定める計画の策定又は変更 <input type="checkbox"/> 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 <input type="checkbox"/> 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 <input type="checkbox"/> その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの ●市民参加を行わなかった理由(条例第6条第2項に規定する行政活動) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 緊急その他やむを得ない理由 <input type="checkbox"/> 金銭徴収に関する条例の制定若しくは改廃 <input type="checkbox"/> 政策的な判断を要しない条項について条例の改正 <input type="checkbox"/> その他 ()

7. 実施した市民参加の手法	1 審議会の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 1 月 28 日～令和 5 年 1 月 24 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要 開館以来26年が経過した文化センターについて、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて、今後のあり方について、現状にとらわれずゼロベースで検討・決定する。文化センターのあり方を調査審議し、教育委員会に提言を提出する。
	2 パブリックコメントの募集 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	3 アンケート調査の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 4 月 14 日～令和 3 年 5 月 10 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要 市では、文化センターのあり方検討委員会を立ち上げて調査審議を進めているが、市民から利用に関するご意見などを聞き、検討委員会での調査審議の参考とするため、アンケートを実施した。
	4 意見交換会の開催 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	5 ワークショップの開催 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 9 月 28 日～令和 4 年 3 月 1 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要 広く市民意見を聴取し、検討委員会が作成する提言書の内容に反映させるため、継続的な市民ワークショップを開催した。(全5回開催)
	6 住民投票の実施 <input type="checkbox"/> 実施済 令和 年 月 日～令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 概要
	7 その他の方法 <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 1 月 29 日 <input type="checkbox"/> 実施予定 令和 年 月 日～令和 年 月 日 具体的な内容 文化センター利用団体等を対象としたアンケート(ヒアリング)、施設見学会(バックステージツアー)後の参加者向けアンケート

8. 自己評価	<p>【良かった点】</p> <p>文化センターの今後のあり方の検討にあたり、審議会(委員会)以外にも、市民アンケート、利用団体アンケート、施設見学会を実施した。特に令和3年度に市民の意見をより多く聞くため、市民アンケート、利用団体アンケート(ヒアリング)、施設見学会(バックステージツアー)、ワークショップ(全5回)を実施し、あり方検討委員会にその意見をフィードバックすることが出来た為、選定した市民活動手法・時期は、適切であったと捉えている。</p>
	<p>【改善点】</p> <p>審議会(委員会)以外の市民参加手法を実施し、その結果も取りまとめて提言書が作成されたので、現状、特に改善点は無いと捉えている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した市民参加の手法は適切であったか。 ・ 個々の市民参加の手法の実施内容や時期は適切であったか。 ・ 改善点と次回以降の取り組みに関して 	

9. 配布した資料一覧	<p>※あり方検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あり方検討委員会の目的と役割・あり方の検討に関するこれまでの経緯・白井市附属機関条例・今後のスケジュール・建設の経緯・文化センターパンフレット・文化センター職員の配置状況・平成31年度版統計白井・白井市公共施設修繕計画・財政推計の見直しと財政健全化の取組・市の上位計画について・文化センター建設計画について・文化センターの運営経費について・現在の市民の年齢構成及び将来予測等について・同規模都市の施設規模調査・スケジュール・市民アンケート・近隣施設の調査結果・各館の基礎調査結果・市民アンケートの結果(中間報告)・今後の検討委員会の進め方・各種アンケート、ヒアリング結果・ワークショップニュースレター・公募管理者制度等について・コスト検討のベース案に関して・方針検討・概算算定一覧・検討委員会と市民参加の役割について・白井市文化センターのあり方検討に関する提言書(案) <p>※市民アンケート(市内在住者：無作為抽出2,500名)：アンケート用紙</p> <p>※利用団体アンケート(各館利用者団体、各館運営協議会、白井協業団地協議会)：アンケート用紙</p> <p>※施設見学会(バックステージツアー)：アンケート用紙</p> <p>※あり方検討ワークショップ：あり方検討支援業務受託者(コンサルタント業者)が作成した資料(第1回から第5回)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配付した資料を市民参加の手法ごとに記載
<p>※ 記入における注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 欄の該当箇所にチェックをしてください。 ・ <input type="checkbox"/> には、文字又は数字を記入してください。 ・ 実施時期、終了時期が未定の場合は、概要欄にその旨を記載してください。 ・ 事業名は、正式な名称を記入してください。 ・ 「7.実施した市民参加の手法」について、令和5年度以降に実施する場合は予定に記入してください。 	

【会議の概要】

1 会議の概要

1-1 名称	白井市文化センターのあり方検討委員会
1-2 目的	白井市文化センターのあり方について調査審議し、教育委員会に提言をすること。
1-3 委員構成	<p>審議会等委員の人数 14 名 (男 11 名 女 3 名)</p> <p>公募委員の割合 (36%) 女性の割合 (21%)</p> <p>市内在住在勤者の人数 12 名</p> <p>内訳 学識経験者 2 名</p> <p>公募委員 5 名 (うち無作為抽出) 2 名</p> <p>公益団体の代表者 0 名</p> <p>行政機関等職員 6 名</p> <p>その他 1 名 ()</p>
1-4 委員の任期	<p>3 年間 (1年未満のものは1年と記載)</p> <p>令和 3 年 1 月 ~ 令和 5 年 7 月</p> <p>その他()</p>
1-5 開催の頻度	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 不定期
1-6 時間帯 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-7 時間帯の決定要因 (該当するもの全て)	<input checked="" type="checkbox"/> 委員の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 傍聴者の都合を考慮 <input type="checkbox"/> 特になし
1-8 傍聴者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

【市民公募】 審議会等の委員(第11条)

2 市民公募委員の有無

2-1 公募の有無/人数	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (5) 人 <input type="checkbox"/> 無
2-2 公募しない理由	
2-3 募集期間	21 日間 令和 2 年 10 月 15 日 ~ 令和 2 年 11 月 4 日
2-4 応募方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 各センター・回収箱 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-5 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
2-6 応募者への選考結果通知	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

3 選考基準の有無

3-1 選考基準の有無 選考基準の策定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 名称 (文化センターあり方検討委員会市民公募) <input checked="" type="checkbox"/> 審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により策定 <input type="checkbox"/> 独自に策定 無
3-2 選考基準の内容 (基準の優先順位)	1 応募動機が委員の職務に照らし適切である者。 2 市政への参画経験の少ない者。 3 文化センターの利用、非利用。 4 1,2,3で同点の場合は、男女比率・地域・年齢構成の均衡に考慮する。 5 6 7
3-3 選考基準の公表の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
3-4 選考基準を公開しない理由 (3-3で無の場合に記入)	主に審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱により選定したため。

4 公募委員

	無作為抽出以外				無作為抽出	
	応募者		決定者			
4-1 総数	計 4 人	計 3 人	計 2 人	計 2 人	計 1 人	計 1 人
4-2 地域別	男 2 人・女 2 人	男 1 人・女 2 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人	男 1 人・女 1 人
第一小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
第二小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
第三小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
清水口小学校区	計 0 人	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 1 人	計 0 人
大山口小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
七次台小学校区	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
南山小学校区	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 0 人
池の上小学校区	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 1 人
桜台小学校区	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
4-3 年齢別	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
15歳～20歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
21歳～35歳	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人	計 0 人
36歳～50歳	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人	計 1 人
51歳～65歳	計 2 人	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 0 人	計 0 人
66歳～ 歳	計 1 人	計 1 人	計 0 人	計 1 人	計 0 人	計 0 人

7 会議の詳細(回数に応じて増やしてください)

第1回会議詳細	議題	委嘱、検討委員会の目的と役割、これまでの経緯、今後のスケジュール
	開催日時(曜日)	令和 3 年 1 月 28 日(木) 13 時 30 分～16 時 30 分
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他 文化センター
	出席委員	13 名(うち公募委員 5 名) 出席率 92.9 %
	傍聴者数	10 名
第2回会議詳細	議題	市の財政推計・財政健全化への取組、今後の検討委員会の進め方、市民アクト・利用団体ヒアリング等
	開催日時(曜日)	令和 3 年 3 月 16 日(火) 13 時 30 分～16 時 30 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	13 名(うち公募委員 5 名) 出席率 92.9 %
	傍聴者数	11 名
第3回会議詳細	議題	近隣施設の調査結果、各館の基礎調査結果、市民アクトの結果、今後の検討委員会の進め方
	開催日時(曜日)	令和 3 年 6 月 29 日(火) 15 時 0 分～16 時 45 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	12 名(うち公募委員 4 名) 出席率 85.7 %
	傍聴者数	14 名
第4回会議詳細	議題	各種アクト・ヒアリング結果、公募管理者制度、改修方法及び改修費用の揭示と今後のあり方、検討委員会と市民参加の役割
	開催日時(曜日)	令和 3 年 11 月 5 日(金) 13 時 30 分～16 時 30 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	13 名(うち公募委員 5 名) 出席率 92.9 %
	傍聴者数	11 名
第5回会議詳細	議題	公共施設個別施設計画、市民ワークショップ・施設見学会の実施結果、施設別改修経費・ライフサイクル、あり方の検討
	開催日時(曜日)	令和 4 年 3 月 18 日(金) 13 時 30 分～16 時 0 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	12 名(うち公募委員 4 名) 出席率 85.7 %
	傍聴者数	8 名
第6回会議詳細	議題	機能ごとの概算金額、検討委員会及び検討委員会終了後のスケジュール、文化施設等の配置及び市制の要件に関する法令等
	開催日時(曜日)	令和 4 年 5 月 31 日(火) 13 時 30 分～17 時 0 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	12 名(うち公募委員 4 名) 出席率 85.7 %
	傍聴者数	7 名
第7回会議詳細	議題	文化センター各館の改修方法と利用可能形態、第6回検討委員会で出された意見等、プラネタリウム館の運営経費見込額等
	開催日時(曜日)	令和 4 年 8 月 16 日(火) 13 時 30 分～16 時 30 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	12 名(うち公募委員 4 名) 出席率 85.7 %
	傍聴者数	10 名
第8回会議詳細	議題	提言書(案)の検討
	開催日時(曜日)	令和 4 年 10 月 25 日(火) 13 時 30 分～15 時 45 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	11 名(うち公募委員 3 名) 出席率 78.6 %
	傍聴者数	10 名
第9回会議詳細 (最終回)	議題	提言書(案)の検討
	開催日時(曜日)	令和 5 年 1 月 24 日(火) 15 時 30 分～16 時 45 分
	開催場所	<input type="radio"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="radio"/> 各センター <input checked="" type="radio"/> その他 文化センター
	出席委員	12 名(うち公募委員 4 名) 出席率 85.7 %
	傍聴者数	7 名

【アンケートの概要】

1 アンケートの概要

1-1名称	白井市文化センターのあり方検討に係るアンケート
1-2目的	今後の検討委員会での調査審議の参考とするため。
1-3 対象・地域・抽出方法	対象 15歳以上の市民 地域 市内 抽出方法 無作為抽出 ↳ 理由 (文化センター利用・非利用に係らず意見を求めるため。)
1-4 実施期間	27 日間 令和 3 年 4 月 14 日(水)・令和 3 年 5 月 10 日(月) ↳ <input checked="" type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込んで実施した <input type="checkbox"/> 意見を施策へ反映させるための十分な検討期間を見込まず実施した
1-5 調査方法	<input checked="" type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> WEB調査 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 記名式 <input checked="" type="checkbox"/> 無記名式 <input type="checkbox"/> その他 ()
1-6 発送件数	発送 2,500 件
1-7 回答率向上の工夫	<input type="checkbox"/> 督促ハガキ等の送付 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
1-8 回収件数	回収 907 件 回収率 36.3 %

【公表事項・提出方法等】 アンケート調査の実施等 (第17条)

2 アンケートの(事前)周知

2-1 周知の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-2 実施目的の周知	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2-3 周知方法	<input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()

【意見の取扱】 意見の取扱い (第8条)/意見の公表方法 (第9条)

3 アンケートの取扱

3-1 結果の公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 公表済 公表の日 令和 3 年 11 月 5 日 <input type="checkbox"/> 公表予定 予定日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 公表無し 理由 ()
3-2 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()
3-3 プライバシーへの配慮	<input type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等も公開 <input checked="" type="checkbox"/> プライバシーに関わる情報等は非公開 ※「プライバシー」は情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める内容
3-4 審議会等への結果報告	<input type="checkbox"/> 報告は行っていない <input type="checkbox"/> 資料の配布により報告 <input checked="" type="checkbox"/> 資料の配布・説明により報告 <input type="checkbox"/> 資料の配布・説明に加え議論を行った

【ワークショップの概要】 ワークショップの開催(第21条)

1 ワークショップの概要

1-1 名称	白井市文化センターのあり方検討ワークショップ
1-2 目的	広く市民意見を聴取し、検討委員会が作成する提言書の内容に反映させるため、継続的な市民ワークショップを開催する。(全5回開催)
1-3 対象者の選別	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 対象者資格あり 資格 (市内在住・在勤・在学の中学生以上) <input type="checkbox"/> 対象者資格なし 理由 利用者の内、市外ではなく、市内在住・在勤の方の意見を聞きたかったため。 <input type="checkbox"/> 無 内容 ()
1-4 時間帯(該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 平日日中 <input checked="" type="checkbox"/> 平日夜間 <input type="checkbox"/> 土日休日
1-5 出席者への資料の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配布 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
1-6 終了後の意見受付	<input checked="" type="checkbox"/> 受け付けている <input checked="" type="checkbox"/> 受付方法 (ワークショップ終了後になんでもアンケートに記入しその場で提出) <input type="checkbox"/> 受け付けていない

【公表事項・提出方法等】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)

2 ワークショップの事前周知

2-1 周知の内容	<input type="checkbox"/> 議題の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 開催日時 <input type="checkbox"/> 検討結果等の公表予定時期 <input checked="" type="checkbox"/> 問い合わせ先 <input checked="" type="checkbox"/> 定員 <input checked="" type="checkbox"/> 開催場所 <input checked="" type="checkbox"/> 参加資格
2-2 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 () <input checked="" type="checkbox"/> ポスターによるPRの実施 <input checked="" type="checkbox"/> チラシによるPRの実施
2-3 資料の事前公開	<input type="checkbox"/> ワークショップに係る資料は事前に公開した <input checked="" type="checkbox"/> ワークショップに係る資料は当日に配布した

【ワークショップの公開等】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)

3 ワークショップの公開

3-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日時 令和 3 年 9 月 1 日～ <input type="checkbox"/> 無
3-2 ワークショップの公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
3-3 非公開の場合理由(3-2で非公開の場合、記入)	

【開催記録の作成及び公表】 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表(第22条)/意見の取扱い(第8条)/意見の公表方法(第9

4 開催記録の作成

4-1 開催記録の作成と公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 公表 公表の日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 理由 (内部用の記録として作成しているため。(資料は公表している)) <input type="checkbox"/> 無 理由 (<input type="text"/>)
4-2 開催記録の内容	<input type="checkbox"/> 逐語訳 <input checked="" type="checkbox"/> 要点訳
4-3 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)
4-4 提出された意見に対する 市の考え方の公表	<input type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 無 理由 (あり方検討委員会への参考資料とするため)
4-5 会議資料の公開	<input checked="" type="checkbox"/> ワークショップ終了後、会議資料を公開している <input type="checkbox"/> ワークショップ終了後、会議資料は公開していない

5 会議の詳細

第1回ワークショップ	議題	白井、文化センターのじまん・ふまんを考える
	開催日時	令和 3 年 9 月 28 日 18 時 15 分 <input type="text"/> ~
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他(文化センター)
	参加者数	18 名
第2回ワークショップ	議題	施設のコンセプトを考える

	開催日時	令和 3 年 11 月 2 日 18 時 30 分 ~
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他(文化センター)
	参加者数	16 名
第3回ワークショップ	議題	施設に必要な機能を考える
	開催日時	令和 3 年 12 月 7 日 18 時 30 分 ~
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他(文化センター)
	参加者数	19 名
第4回ワークショップ	議題	施設機能の規模、設備を考える
	開催日時	令和 4 年 1 月 18 日 18 時 30 分 ~
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他(文化センター)
	参加者数	14 名
第5回ワークショップ 最終	議題	市民参加について考える
	開催日時	令和 4 年 3 月 1 日 18 時 15 分 ~
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他(文化センター)
	参加者数	13 名

【市民参加の手法の概要】 その他の市民参加の方法の設定(第24条)

1 その他の市民参加の手法の概要

1-1 名称	施設見学会(バックステージツアー)
1-2 目的	普段立ち入ることができない設備関係諸室(バックステージ)を見学し、開館以来26年が経過した施設の現状を確認いただくと共に、見学後に今後の文化センターのあり方に関するアンケートを取り、文化センターのあり方検討事業における市民意見を聴取する機会の一つとするもの。
1-3 具体的な内容	普段立ち入ることができない施設を見学 図書館棟：地下熱源機械室、閉架書庫、屋上等 会館棟：大道具庫・ピアノ庫、調光音響室、ピンスポット室、天井裏
1-4 時間帯(該当するもの全て)	<input type="checkbox"/> 平日日中 <input type="checkbox"/> 平日夜間 <input checked="" type="checkbox"/> 土日休日
1-5 出席者・対象者の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 委員資格あり 資格 (市内在住者) <input type="checkbox"/> 委員資格なし 理由 ()
1-6 出席者への資料提供	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 配付 <input type="checkbox"/> 閲覧 理由 () <input type="checkbox"/> 無 理由 ()

【公表事項・提出方法等】

2 事前周知

2-1 周知の内容	文化センターのあり方検討に係る施設見学会(バックステージツアー)参加者募集
2-2 周知時期	令和 4 年 1 月 1 日
2-3 周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報しろい <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input checked="" type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 担当課窓口 <input checked="" type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他 ()
2-4 資料の事前公開	<input type="checkbox"/> 会議等に係る資料は事前に公開した <input checked="" type="checkbox"/> 会議等に係る資料は当日に配布した

【公開】

3 公開

3-1 開催日時の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 公表の日時 令和 4 年 1 月 1 日～ <input type="checkbox"/> 無
3-2 当該手法の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
3-3 非公開の理由 (3-2で非公開の場合に記入)	

【市民参加の内容と結果】

4 当該手法の詳細 (回数に応じて増やしてください)

第1回	市民参加手法名	文化センターのあり方に係る施設見学会(バックステージツアー)
	内容	普段立ち入ることのできない設備関係諸室の見学
	開催日時	令和 4 年 1 月 29 日 13 時 30 分 ~ 16 時 50 分
	開催場所	<input type="checkbox"/> 庁舎・保健福祉センター <input type="checkbox"/> 各センター <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()
	参加者数	19 名

【開催記録の作成及び公表】

5 開催記録の作成

5-1 開催記録の作成と公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 公表 公表の日 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 理由 (内部の記録用として作成しているため) <input type="checkbox"/> 無 理由 ()
5-2 開催記録の内容	<input type="checkbox"/> 逐語訳 <input checked="" type="checkbox"/> 要点訳
5-3 公表の方法	<input type="checkbox"/> 情報公開コーナー <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 広報しろい <input type="checkbox"/> 各センター <input type="checkbox"/> 担当課窓口 <input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()
5-4 提出された意見に対する 市の考え方の公表	<input type="checkbox"/> 有 公表の日 令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 無 理由 (あり方検討委員会への参考資料とするため)
5-5 会議資料の公開	<input type="checkbox"/> 会議等終了後、会議資料を公開している <input checked="" type="checkbox"/> 会議等終了後、会議資料は公開していない

【その他特記事項】

白井市市民参加条例逐条解説

前文

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っています。そのため地方自治体は、様々な施策を行いまちづくりを進めています。

白井市では、まちづくりを進めて行く上で、福祉を享受する市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

白井市は、市民参加により市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行えるよう、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例の制定理念を強調して宣明するために設けたものである。

*市においては、前文を規定している前例は無いが、どのように市民参加の理念・必要性を条文中に規定したら良いか、また、規定できるかを検討した結果、前文として、条例の制定理念を強調することが適切と考え設けたものである。

*市の条例で前文を設けたのは始めてである。

【解釈】

・第1段は、一般的な地方公共団体の役割（地方自治法第1条の2）を記述している。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図るため、地域的な性格を有する行政を担う主体として、自らの判断と責任に基づいて、企画・立案、調整、執行などを一貫して行う役割を担っていることを意味しているものであり、そのため各自治体においては、様々な施策によりまちづくりを進めているものである。

・第2段は、本市の市政運営への市民参加の必要性を述べている。

本市は、市のまちづくりを進めて行く上では、役務の提供（公共施設を利用したり、各種の社会保障等による援助を受ける等の市が行う、住民福祉の増進を目的とする住民に対する一切の利便、サービス提供）をひとしく受ける権利がある市民の意見を聴きながらまちづくりを進めるものである。また、まちづくりを市民と市の共通課題とし、お互いの理解において連携・協働していくことが本市のまちづくりを進めて行く上で必要と考えているものである。

・第3段は、この条例の制定理念を述べている。

本市は、市政運営に市民の参加を得ることにより、市民が持つ豊かな創造性やこれまで培ってきた知識と経験等を活かしていただき、市民主体のまちづくりの実現に向け条例を制定したものである。

*前文は、条例の目的、制定理念を述べたものであり、単なる説明でなく、各条項の解釈の基準を示すものとしての拘束力を持つものである。よって、改正するときは、手続きを経るとになる。

《参考》

この条例中の「市長」とは、市長個人であり、「市」とは、市長個人及び補助機関である職員をいう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに、市政運営に市民の意見を反映するための手続を定めることにより、市民の行政への参加と開かれた市政を推進し、もって豊かな地域社会の発展を図ることを目的とする。

【趣旨】

この条例の制定目的及び全体構成を端的に示したものである。

【解釈】

- ・この条例は、連携・協働のまちづくりをより進めるため、本市の市民参加の基本的な考え方、市民が市政運営に参加する仕組みを明確にすることにより、市政の透明性を高め、市民の意向を市政運営に的確に反映し、豊かな地域社会の発展を図ることを目的として制定するものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体並びに第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者をいう。
- (2) 市民参加 市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 連携・協働 市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 市民活動 市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動をいう。
- (5) 実施機関 市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)及び教育委員会をいう。

【趣旨】

この条例で頻繁に使用する基本的な用語の定義を明確にしたものである。

【解釈】

- ・第1号の「市民」とは、
白井市の区域内に住所を有する者(地方自治法第10条第1項)に加え、市内に在勤及び在学する者(個人)、市内に事務所又は事業所を有する法人(宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人(会社)、特定非営利活動法人)、その他の団体(自治会、老人クラブ、趣味のサークル等)、その他第6条第1項に規定する行政活動に利害関係を有する者(市内の土地に関する所有権又は借地権を有する者、市内の建物に関する所有権又は借家権を有する者)とした。
- ・第2号の「市民参加」とは、
市の計画、条例、公共施設の整備に係る基本計画等の案の策定過程(意思形成過程)から、その施策運営、そして運営結果に対する評価の段階に至るまで、広く市民の多様な意見・要望等を真摯に受け止め、できる限り市政に反映させるとともに、市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決に向けて協力する関係でまちづくりを進めるとした。
- ・第3号の「連携・協働」とは、
市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決(まちづくり)に向けて協力する関係であるとした。
- ・第4号の「市民活動」とは、
一般に、市民の自発的・自立的な参加によって行われる活動全てを含む概念であるが、この条例では「広く社会一般の利益を目的とし、継続的に行う活動」として、社会や地域社会全体の課題解決を目的とした社会貢献的(不特定多数の者の利益の増進に寄与する。)な活動のみとした。
文化・スポーツ等の趣味のサークル活動、営利・宗教・政治活動等の団体は、その団体の構成員相互の利益を目的とした活動である場合は、この条例の対象としない。しかしながら、その団体の活動内容が、社会一般の利益を提供する活動である時には、この条の対象となるものである。

- ・第5号の「実施機関」とは、

この条例に基づき、具体的に市民参加を実施する機関であり、この条例では、執行機関のうち、市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)及び教育委員会を対象とした。

住民参加指針では、実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業」としているが、第6条第1項に規定する具体的な計画及び条例等が現在のところ存在しないことからである。

また、白井市情報公開条例及び白井市個人情報保護条例においても、実施機関を「市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」として、市の全ての執行機関及び議決機関を示しているが、これは、「公文書の開示を請求する市民の権利」、「自己に関する個人情報の開示請求等の権利」に関する情報については、全て執行機関及び議決機関が保有し、日常的に取り扱っているためである。

これに対し、市の計画、条例、公共施設の整備に係る基本計画等の案(第6条第1項)の策定については、実際に担当するのは、執行機関のうち、市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)及び教育委員会のみであることから、それ以外の執行機関は、実施機関から外した。

- * 「水道事業」及び「下水道事業」については、本市は水道管理者を置いてなく、市長がその権限を行っているため、実施機関としての「市長」に水道事業及び下水道事業を含めている。なお、本市の情報公開条例及び個人情報保護条例においても同様の表現を用いている。

(基本原則)

第3条 市民参加は、市民と市との情報の共有化と市政への参加機会がすべての市民に平等に保障されることを基本原則に行うものとする。

【趣旨】

市民参加の基本的原則(この条例の全ての条文の基礎となる基本的な考え方)を定めたものである。

【解釈】

- ・白井市の区域内に住所を有する個人に加え、在勤及び在学する個人、市内に事業所を有する法人など、何らかの形で当市に関係を有する者全てに対し、情報を提供することにより、市との情報の共有化を図り、また、平等(国籍、年齢、性別、職業、障害の有無に関係ないこと。)に市政への参加機会を保障することを基本原則としたものである。

(市の責務)

第4条 市は、市民との情報の共有化のため、行政活動に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。

- 2 市は、市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修を行う等必要な方策を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市は、市民参加の継続的な発展に向け、創意工夫に努めなければならない。

【趣旨】

市民と市との連携・協働により、まちづくりを進めていくためには、市民が市の施策について考え、行動する前提として、質・量ともに十分な行政情報と分かりやすい説明や参加機会の提供等が不可欠であることから、これらを市の責務と定めたものである。

【解釈】

- ・第1項は、

公文書の開示請求があった場合だけでなく、白井市情報公開条例第3条第3項の規定にあるよう、市民が必要とする情報を積極的に提供することである。

・第2項は、

市の施策を立案し、決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、広く市民参加の機会を設けることで、市民の意見を的確に把握し、施策へ反映させることを求めるものである。

*第6条に規定する行政活動の意思形成過程以外についても、市民参加の機会を提供することになるものである。

・第3項は、

全職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動することができるよう研修などを行い、職員の意識の向上を目指すものである。

*研修とは、本条例を理解し、市民参加の方法の手続を適正に行えるよう、庁内において職員を対象に定期的に研修会を開催すること、また、広域で開催される研修会への参加や先進地への視察研修などである。

・第4項は、

本条例の施行後も、市民参加に関する制度の充実、発展に向け、継続的に創意工夫に努めるものである。具体例として、①市民の参加意識の高揚に向け、市民に対し、学習会の開催や職員との共同の研修会の開催。②審議会等、意見交換会、ワークショップなどの開催にあたっては、傍聴者の利便性の向上のため、夜間や休日開催の検討。③先進地の取り組み事例の発表講演会の開催などによる市民意識の醸成や先進地の取り組み事例などの広報紙を通じた紹介。④施策実施過程での市民参加の仕組みづくりや機会の提供などの取り組み。などである。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らの責任と役割を自覚し、市民参加によるまちづくりの推進のため、積極的に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市全体の利益を考えることを基本として、参加するよう努めなければならない。

3 市民は、市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努めなければならない。

【趣旨】

市民参加は、あくまで市民の自主性に基づいて行うものであるが、市民自らが市民参加の重要性を自覚するとともに、積極的な参加と自らの発言内容に関する自覚を求める趣旨のものである。

【解釈】

・第1項は、

地域社会の一員として、まちづくりにおける市民参加の重要性を認識し、市との連携・協働によるまちづくりへの積極的な参加をするものである。

・第2項は、

自らの発言内容に対する自覚として、特定の個人又は団体又は地域の利益でなく、市全体の利益を考え、参加するものである。

・第3項は、

市民と行政との議論に加え、市民同士の自由で闊達な議論を通し、課題・問題点等を明らかにし、市の施策に反映させていくため、市民相互の関係において、発言者の公平性を確保し、自由に発言できる環境（市民一人ひとり異なる意見、経験、知識や技術などを持っているからこそ、市民参加の意義があることを基本に自己の意見に固執したり、徒党を組んで主張したりするのではなく、お互いの発言等を尊重し合い、協調性を持つこと。）を共有するものである。

*この規定に違反した市民に対する排除規定等はないが、今後、市民参加手続の履行と市民の市民参加意識の醸成により、市民参加が増えていく過程で淘汰されるものとする。

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
- (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、行政事務の多くが、構想・計画や条例などに基づき執行されるものであるため、計画、条例、大規模な公共施設の整備等のうち、市政運営上の基本事項に関するもの、市民に重大な影響がおよぶもの等、市民参加の対象となるものを列挙し、この条例の運用にあたっての担当部課の判断基準となるものである。

なお、本条は、市民参加の対象事項について、一定のルール化を図るものであるが、対象となっていない事項についても、同様の手続をとる途を閉ざすものではない。

【解釈】

・「法令に特別の定めがある場合を除き」とは、

個別の法令に市民参加に関する手続が規定されている場合には、当該方法によることを原則とするものである。

例えば、第1号の規定に該当する計画である「都市マスタープラン」においては、都市計画法第18条の2第2項により「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とされている。また、都市計画の案を作成しようとする場合においても、都市マスタープランと同様に「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」及び「都市計画の案を公衆の縦覧に供すること。」とされている。

しかしながら、本条例は、公聴会等の開催のみで良いということではなく、第2節から第8節に規定する市民参加の方法のうちから適切な方法がある場合は、その途を閉ざすものではない。

・第1項第1号の計画とは、

基本構想、基本計画、地域防災計画、交通安全計画、健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン、男女共生推進行動計画、情報化推進計画、介護保険事業計画、環境基本計画、障害者計画、高齢者保健福祉計画、しろい子どもプラン、農業公園基本構想、都市マスタープラン、緑の基本計画、生涯学習基本構想等が該当する。

・第1項第2号の条例とは、

市の基本理念を規定する「環境基本条例」や具体的な手続までを含む「市民参加条例」が該当する。

・第1項第3号の条例とは、

市民に義務を課し、又は権利を制限する条例として、「まちをきれいにする条例」、「なし赤星病防止条例」、「自転車等の放置防止に関する条例」、「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発

生の防止に関する条例」等が該当する。

・第1項第4号の条例とは、

市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例として、「まちづくり条例」、「あき地に係る環境衛生の保全に関する条例」等また、他市の事例では、「景観保護条例」等が該当する。

・第1項第5号の公共の用に供される施設とは、

市民の利用に供する施設として、複合施設、文化会館、図書館、公園、及び地域に開放する部分を含む小中学校大規模改修など、また、施設を整備することにより、市民生活に何らかの影響（日照関係等）を与える施設である。

ただし、既存施設の軽微な増改築や利用目的の変更等については、対象外とする。

*基本計画等には、基本設計も含むものである。

*基本計画等の変更とは、基本計画の策定後において、社会情勢等の変化により、その施設の必要性や規模などを変更することをいうものである。（例：白井運動公園の変更）

・第1項第6号の特に市民参加を行うことが必要と認めるものとは、

市町村合併問題など予期できない事項で、前各号に掲げた事項と同程度重要な事項であり、市民参加の手続きを得なければならないと判断されるものである。

・第2項は、

前項の特例として、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例の制定及び改廃（理由：地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収については、地方自治法第74条第1項の規定により、条例の直接請求の対象から除外されていること。）、政策的な判断を要しない条項（例：条例中に関係法令の条項を規定している場合において、その条項が改正等されたことにより、本条例の一部改正を行う場合。）について条例を改正するときは、この条例の対象としないこととした。

《参考》

◎金銭徴収に関する条例

①市税条例は、市民税・固定資産税など、全て地方税法により税額、税率の規定があるため市民参加の対象としない。

②使用料及び手数料は、特定の行政サービスを利用するものが、その受益の範囲内において対価を負担するものであり、料金の設定については、原価主義を採っていること。また、直接個人的な利害に関わることから、大局的な判断が難しいことから、市民参加の対象としない。

③介護保険料は、市民への意識調査や市民公募を加えた、介護保険運営協議会において、介護保険事業計画を作成し、その計画に基づき提供するサービス料などにより決定していることから、今後においても、引き続き同様の市民参加手続きを得る。

④国民健康保険税は、その税率は、地方税法により定められており、本来は、市民参加の対象とはならないが、実質、附属機関である国民健康保険運営協議会の意見を伺い決定していることから、今後においても、その途を閉ざすものではない。

⑤水道・下水道料金は、直接請求から除外されていることから、本来は、市民参加の対象とはならないが、上下水道事業審議会を設置し、意見を伺い料金を決定していることから、今後においても、その途を閉ざすものではない。

（市民参加の方法）

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

【趣旨】

第2節から第8節までは、行政活動における市民参加の基本的な方法を定めており、市の計画、条

例、公共施設の整備に係る基本計画等の案の策定においては、審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施、その他の方法の7つのうちから適切な方法により、市民意見の反映に努めるものである。

【解釈】

- ・前条に規定する事案について、市民参加の方法を設定する場合は、年齢、性別、障害の有無及び職業等の状況により、参加する機会を失することのないように第2節から第8節の方法のうちから適切な方法により、市民意見の反映に努めることとした。
 - *適切な方法とは、適切な1つの方法という意味ではない。
 - *個々の事案に応じて判断するので複数の方法を採用する場合もある。

(意見の取扱い)

第8条 実施機関は、前条の規定により市民参加を行ったときは、提出された意見について、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）に定める非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項については、この限りでない。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見に対する検討結果及びその理由

【趣旨】

実施機関は、計画、条例等の案に対して、市民から寄せられた意見を総合的かつ多面的に検討のうえ、案に反映させるよう努めることになるが、その際に、提出された意見の内容及びその意見に対する検討結果及びその理由を公表することによって、市民への説明責任を果たすことを目的とするものである。

【解釈】

- ・第1号は、
 - 提出された意見の内容を原文のまま公表するという趣旨ではなく、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、意見の全体像がわかるように配慮するものとする。
 - また、意見のうち、プライバシーに関わる情報等、情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める情報については、非公表とする。
- ・第2号は、
 - 提出された意見に対し、逐条的に検討結果及びその理由を作成し、公表する趣旨でなく、前号と同様に、必要に応じて項目ごとに取りまとめる等、市民にわかりやすい公表用資料の作成に配慮するものとする。
 - *原則、意見提出者個人への回答はしない。

(意見の公表方法)

第9条 実施機関は、前条各号に掲げる事項を公表するときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 市の情報公開コーナーへの配置
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) その他効果的に周知できる方法

【趣旨】

市民意見の公表方法を定めたものである。

【解釈】

- ・市民の意見の内容及びその検討結果等については、各号の方法により速やかに公表することになるが、全ての意見及び検討結果等を広報紙に掲載することは物理的に困難な場合もあることから、第2号については、概要を掲載する場合もある。

- ・第4号については、担当窓口での供覧又は配布や各出先機関での供覧が考えられる。

第2節 審議会等

(審議会等の設置)

第10条 実施機関は、条例、要綱等に基づく審議会、委員会等（以下「審議会等」という。）を設置することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、審議会等を設定するものである。

【解釈】

- ・審議会等は、複数の委員で構成される機関であり、条例や要綱等を根拠とするものである。
- ・審議会や委員会等については、それぞれの審議内容等に応じ、審議・検討する機関であるため、様々な視点から直接意見を伺うために行うものである。
 - *この条の「審議会等」に該当するものは、第6条第1項に規定する行政活動を行おうとするときに、設置する審議会及び委員会等並びに既に法令等により設置されている審議会等のうち、第6条第1項に規定する行政活動を行う審議会をいう。

(審議会等の委員)

第11条 審議会等の委員の委嘱又は任命は、当該審議会等の設置の趣旨及び審議内容に応じ、市民公募枠を設けるよう努めなければならない。

2 応募者の選考に当たっては、地域、性別、世代等に偏りが生じないよう基準を設け、これを公表しなければならない。

【趣旨】

条例や要綱等に基づき設置する審議会や委員会等においては、法令に特別の定めがある場合を除き、市民公募枠を設けるよう努めるものである。

また、公募する際の委員の選考については、それぞれ基準を設け事前（公募時と同時又はそれ以前）に公表するものである。

【解釈】

- ・審議会は、資格及び一定水準の専門的・技術的知識又は経験に基づく審議により、市長からの諮問に対する答申・報告等を行うことを目的として設置するものである。
- ・委員会等は、委員個人の知識、経験に基づく自由な意見交換により市の施策に対する提言等の取りまとめを行うものである。よって、審議会等とは違い、委員には必ずしも専門的・技術的な知識・経験等が求められるわけではなく、生活者としての自由な発想が求められるケースがある。
- ・応募者の選考については、地域・性別・世代等に偏りが生じないよう、それぞれの審議会及び委員会等別に基準を設けたうえで、告示（市役所掲示板）等により公表するものとする。
 - *市民公募枠に一定基準を規定しないのは、設置する審議会等のそれぞれの目的により、望ましい委員の構成やその構成割合が異なるためである。
 - *再任制限の規定をしないのは、個々の審議会等の目的により、委員の期間が異なり、また、目的により、係わる期間が異なるため、一律に定めることは難しいことからである。

(会議の公開等)

- 第12条 審議会等の会議は、原則として公開しなければならない。ただし、円滑な運営が著しく損なわれると認められるものその他の非公開情報に該当する事項の審議を行う場合は、この限りでない。
- 2 実施機関は、前項のただし書の規定により会議の公開をしない場合は、その理由を公表しなければならない。
- 3 実施機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催日時及び議題その他必要な事項を事前に公表しなければならない。
- 4 実施機関は、会議を公開する場合は、会議に係る資料を傍聴者の閲覧に供し、又は傍聴者に配布しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

【趣旨】

審議会等の会議の公開及び傍聴者の利便性の向上は、まちづくりの方向性をより多くの市民とともに考えるために「情報の共有」を図るためのものである。

【解釈】

- ・第1項は、

第6条第1項に規定する行政活動を行おうとする場合に設ける審議会等について、会議の公開を規定したものであり、その以外の審議会等に及ぶものではない。

しかしながら、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議公開となるものである。

ただし書きは、白井市情報公開条例第9条第1項各号及び第2項に定める情報（個人のプライバシーに関わる情報）に該当する場合、傍聴者による会議の妨害及び委員への圧力や会議の進行に支障が生ずる場合（利害が生ずる内容を審議する場合）等を会議公開の原則の例外とするもの。

- ・第2項は、

前項ただし書きにより会議を非公開とした場合、その理由を公表することとしたのは、責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公平さを担保しようとするもの。

- ・第3項は、

会議の公開、非公開にかかわらず、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、「会議開催のお知らせ（様式第1号）」を作成し、遅くとも会議開催日の1週間前までに広報しろいへの掲載や情報公開コーナーでの掲示等により周知するもの。

ただし、会議の開催が緊急に決定された場合は、会議開催決定後、速やかに行うものとする。

なお、公表後に公開内容に変更が生じた場合も同様とする。

- ・第4項は、

傍聴者への会議資料の閲覧又は配布に関し定めたものであるが、白井市情報公開条例で定める非公開情報に該当するものや閲覧又は配布に適さないものは、例外とした。

(会議録の作成及び公表)

- 第13条 実施機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、前条第4項の会議に係る資料と併せ、これを公表しなければならない。ただし、非公開情報に該当する事項については、この限りでない。

【趣旨】

審議会等の会議録を作成し、これを公表することで、審議会等における検討の経過を明らかにし、市政情報に関する情報公開を推進することを目的としたものである。

【解釈】

- ・会議の公開は、傍聴者だけでなく、傍聴できなかった市民に対してもできる限り審議の内容を明らかにし、会議の透明性及び公平性を図ることを目的としている。従って、審議会等は、傍聴できなかった者に対して、公開した会議の審議概要（会議録）及び会議資料を閲覧に供するよう努めるもの

のとする。

- ・ 審議概要（会議録）及び会議資料については、白井市情報公開条例による公開請求の対象となるものであるが、市民の利便性の向上と情報の充実の観点から、公開することに支障のないもの（非公開情報以外）については、公開請求を待たずに公表するものである。
- ・ 作成した審議概要（会議録）については、公表に先だち、各委員等に発言内容の確認を求める等、記載内容の正確性を期するものとする。
- ・ 公表は、情報公開コーナー等において行う。
 - * 原則、会議録原本には、発言者の氏名を記載するものとするが、公表する会議録には、発言者の氏名を掲載しない。（理由：①会議録の公表の目的は、誰が何を言ったのではなく、どのような審議がなされたかを公表するためである。②発言者の自由性を確保し、公表により中傷など発生しないようにするためである。）

第3節 パブリック・コメント

（パブリック・コメントの募集）

第14条 実施機関は、パブリック・コメント（実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見をいう。以下同じ。）を求めることができる。

【趣旨】

パブリック・コメントの募集は、市民が簡易な方法で課題・問題点等の指摘、意見を述べる方法であり、審議会等への市民参加が直接参加型の市民参加の方法であるのに対し、自宅に居ながら意見を提出できる方法として設定するものである。

【解釈】

- ・ 予め公表した計画、条例（案）等の趣旨、内容等に対し、一定の期間内に、市民が簡易な方法により意見を提出し、その提出された意見については、施策に反映させることとした。
- * パブリック・コメントの募集は、広く市民に対し、規制するような条例の制定・改廃において有効な方法である。

（公表事項）

第15条 実施機関は、パブリック・コメントを求めるときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- （1）対象とする事案及びその趣旨
- （2）対象とする事案の内容及び関連資料
- （3）パブリック・コメントの提出先、提出方法及び提出期間
- （4）パブリック・コメントを提出することができる者の範囲
- （5）その他必要な事項

【趣旨】

パブリック・コメントを求めるにあたり、対象事案の事前公表を定めたものである。

【解釈】

- ・ 実施機関は、パブリック・コメントを求める際には、事前に、第1号から第5号に規定する、対象とする事案及び事案の趣旨、意見の提出先、提出方法及び提出期間、意見を提出できる者の範囲、その他の必要な事項を、広報紙及び市ホームページ等により公表することとした。
- ・ パブリック・コメントを求めるにあたっては、市民が対象事案となる条例等の案の内容を正確に理解し、積極的に意見を提出できるよう、十分かつ分かりやすい資料等の公表が必要である。
 - * 第4号「パブリック・コメントを提出することができる者の範囲」は、範囲を狭めるための規定ではない。
 - * 第5号「その他必要な事項」には、検討結果の公表予定時期及び公表方法である。

(パブリック・コメントの提出方法等)

第16条 実施機関は、パブリック・コメントを募集するときは、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の方法によるものとする。

2 実施機関は、パブリック・コメントの提出期間を2週間以上設けなければならない。

3 実施機関は、パブリック・コメントの提出を受けるときは、住所及び氏名の記載を求めることができる。

【趣旨】

市民意見の提出方法及び提出期間等を定めたものである。

【解釈】

・第1項は、

市民が意見を提出しやすい方法により実施することが必要であることから、郵便、ファクシミリ、電子メール等の記録性を確保できる方法であれば良いとした。

その他の方法としては、担当窓口への直接の提出や信書便がある。

・第2項は、

条例等の案の検討スケジュールに影響を来たさない範囲内で、十分な検討期間を確保することが必要であることから、2週間以上の期間を設けることとした。

・第3項は、

意見の提出にあたり、自己（市民）の発言内容に対し、責任ある対応を求めるとともに、その意見の内容を確認する場合があることから住所及び氏名の記載を求めることができるものである。

また、匿名とすることにより、個人の誹謗中傷や同一人による複数の同一の意見が出されることが懸念される。しかしながら、匿名での意見を排除する（反映させない）ということではない。

提出された意見を公表する際には、提出者名も併せ公表する趣旨ではなく、意見提出者のプライバシーには十分配慮するものである。

第4節 アンケート調査

(アンケート調査の実施等)

第17条 実施機関は、アンケート調査（一定の質問形式で意見を問う調査をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、事前にその目的を公表しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行ったときは、その結果を公表しなければならない。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、アンケート調査を設定するものである。

【解釈】

・第1項は、

一般的に、各種行政計画の策定段階において最もよく用いる方法である。

・第2項は、

事前公表の目的は、より多くの市民から回収する必要があるため、市民に協力の予約を行うこと、また、事案（事業）の広報的な役割を持たせることができることからである。

アンケート調査を実施する際には、目的、対象者、配票・回収方法、問合せ先などを明確にする。

公表方法は、情報公開コーナー・広報紙・市ホームページなどにより行うこととする。

・第3項は、

公表目的は、次の段階で計画策定作業が予定されることが多いため、その参考資料とするため

ある。

また、公表することにより、市民全体の考え方、意向が明確にされるとともに、調査の方法にもよるが、地区別の考え方、意向等の違いを市民同士が共有することができる。

公表方法は、前項と同じ方法によるものとする。

第5節 意見交換会

(意見交換会の開催)

第18条 実施機関は、意見交換会（市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、意見交換会を設定するものである。

【解釈】

- ・これまででは、市民説明会を開催し、行政側から市民側への一方的な情報提供にとどまる場合が多く、ややもすれば「言いつばなし」、「聴きつばなし」の場に終始しがちであったが、本条例では、「市民対行政」という対立の構造ではなく、対等な立場での議論の場として、また、市民同士の自由な意見交換の中からも多様な意見を導き出すことを目的として「意見交換会」を実施するものである。
- ・意見交換会は、市民意見を反映させるということよりも、実施機関がその施策の説明を通じ、複数の市民意見を収集する目的で開催されるものであり、市民がその場で説明を受け、意見を求められても即に応えることは難しいとも考えられるため、意見交換会終了後において、他の方法により意見を反映させる場を設ける必要も考えるものとする。

(開催日等の事前公表)

第19条 実施機関は、意見交換会を開催するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見交換会の開催日時及び開催場所
- (2) 対象とする事案の内容
- (3) 意見を述べることができる者の範囲
- (4) その他必要な事項

【趣旨】

意見交換会の開催情報を事前に公表し、多くの市民の幅広い参加を求める趣旨のものである。

【解釈】

- ・意見交換会を開催しようとする場合は、開催日時、開催場所、対象とする事案の内容、担当課名等について、広報紙・市ホームページへの掲載により行うほか、状況に応じてポスターやチラシなどにより広く市民に呼びかけるものとする。
- ・開催にあたっては、平日の夜間、土・日曜日など、市民が参加しやすい日時の設定に努める。
また、地域の偏在なく一人でも多くの市民が参加できるよう、事案によっては必要な開催回数を確保する。
- ・第4号の「その他必要な事項」は、担当課名、参加可能人数（会場の都合により）、検討結果等の公表予定時期などである。

(開催記録の作成及び公表)

第20条 実施機関は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成し、公表しなければならない。

【趣旨】

意見交換会の開催記録を作成し、当日、市民から寄せられた意見の概要を公表することで、情報の公表を推進するとともに、情報の共有を図ることを目的とするものである。

【解釈】

- ・開催記録は、意見交換会に参加できなかった市民に対してもできる限り内容を明らかにし、意見交換会の透明性及び公平性を図ることを目的としている。従って、参加できなかった者に対して、市民と実施機関又は市民同士の意見内容の記録及び資料を公表するものとする。これにより、他の市民意見を収束し、自らの意見を発展させることに繋がると考える。
- ・公表は、情報公開コーナー等において行う。

第6節 ワークショップ

(ワークショップの開催)

第21条 実施機関は、ワークショップ（市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりをいう。以下同じ。）を開催することができる。

【趣旨】

市民参加方法の1つとして、ワークショップを設定するものである。

【解釈】

- ・市民の創造的な発想により、施策に関する課題・問題点等を抽出し、他の市民との議論の中で自分なりに表現し、様々な意見に触れる過程を通して、意識的に方向性を模索していくことを目的として開催するものである。
- ・ワークショップの方法は、少人数の班に分け、自由活発な班別討議（①各人の発言について「良い」・「悪い」という判断をしない。②発言は、自由奔放なもので良い。③発言の量を重視し、発言は多いほど良い。④他人の発言を組み合わせ、これを更に発展させた発言でも良い）を経て意見等の発散と収束を行い、その結果を全体で共有することを基本とする。

(開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表)

第22条 ワークショップの開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表については、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第19条及び第20条中「意見交換会」とあるのは「ワークショップ」と読み替えるものとする。

【趣旨】

ワークショップの開催にあたっての開催日時等の事前公表、開催記録の作成及び公表について、意見交換会に準じて実施するものである。

第7節 住民投票

(住民投票の実施)

第23条 市長は、市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要があると認める場合は、住民投票を行うことができる。

2 住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日、投票資格者、投票の方法及び投票結果の公表その他住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【趣旨】

本条は、重要施策の決定段階で、住民が意思を表明する機会を設定するものである。

市に関わる重要な事項に関して、住民の意思を直接確認する方法として、住民投票を実施するものである。

住民投票は、あくまでも「市に関わる特に重要な事項」で、かつ、「広く市民の意思を直接問う必要がある場合」にのみ実施するものであり、他の市民参加の方法に比べ、格別に対象事案の重要性が高いものに限定的こととしている。

なお、住民投票に付すべき事項並びに住民投票の期日その他住民投票に必要な事項については、別に条例で定めるものである。

*住民投票条例に関しては、常設型又は個別事案ごとに判断し、条例を整備する2つの方法がある。

【解釈】

- ・本条は、市に関わる重要な事項で住民の意思を直接問う必要があると認める場合については、市長が住民投票を実施することができることを明確にするものである。
- ・一般的に、住民投票に付している事項として、①市町村合併の可否、②原子力発電所計画の導入などで住民の生活に重大な影響を及ぼすものなどがある。
また、住民投票に付すことが適当でない事項としては、重要な事項であっても一部特定の住民又は地域に関わる事項、総合的で長期的な検討を要し多様な可能性が存在する問題、高度に専門・技術的な問題や地方公共団体の権限に属さない事項等である。
いずれにしても、住民投票に付することの適否は、高度な判断が要求させる事項であり、個別の案件が出てきた段階で、最もふさわしい形で市議会での議決や協議等によって、条例の制定の作成をしていくことになるものである。

《参考》

- ・自治体が地方自治法に則った条例制定手続により住民投票を実施するためには、議会の議決を経て住民投票条例を制定し、そこに盛り込まれたルールに則って住民投票を実施する必要がある。
住民投票条例を制定するには次の3つがある。
 - ①首長提案
首長提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第149条）
 - ②議員提案
議員提案による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第112条・議員定数の1/12以上の賛成）
 - ③直接請求
住民からの直接請求による住民投票条例に基づき執行するもの（地方自治法第74条・選挙権を有する者の1/50以上の連署）
上記のとおり、②③については、議案として提案するには1/12以上、1/50以上という地方自治法上の制限規定があり、これを条例で緩和することは、法律の範囲内で条例の制定権を認める憲法94条の趣旨に反することになる。

第8節 その他の方法

（その他の市民参加の方法の設定）

第24条 実施機関は、第2節から前節までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、これによることができる。

【趣旨】

本条例に規定する市民参加の方法（審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施）のほか、市民参加の方法の対象とする施策の性格に照らして、より効果的と認められる市民参加の方法がある場合には、その方法によるべきことを定めたものである。

【解釈】

- ・どの市民参加の方法を選択すべきなのかについて、一律の基準を示すことは困難であるので、上記（審議会等の設置、パブリック・コメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催、住民投票の実施）の6つ以外にも、今後の社会情勢や市民ニーズ等により選択の幅を持たせることで、当該施策の性格に応じて、最適な市民参加の方法をとるよう努めることとした。

第3章 推進体制

(市民参加推進会議)

第25条 市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するため白井市市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 市民参加の実施状況に対する総合的評価
 - (2) 市民参加の方法の研究及び改善
 - (3) この条例の見直しに関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項
- 3 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者 2人以内
 - (2) 市内において市民活動を行う団体に属する者 3人以内
 - (3) 市民 5人以内
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、1回に限り再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に則してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を置くものである。

【解釈】

・第1項は、

本市の市民参加に関する基本的な事項を調査審議する機関として、白井市市民参加推進会議を置くものとした。

・第2項は、

推進会議は、市長の諮問に応じ、市民参加の実施状況に対する総合的評価、この条例に規定する市民参加の方法以外等の研究及び改善、この条例が社会情勢や市民ニーズ等により見直しが必要になる場合等に関する事項について調査審議するものとした。

第1号は、第6条に規定する行政活動が全て評価の対象となり、第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について、適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価する。第6条第2項については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかをチェックすることになる。

第2号は、評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を諮問するもの。

第3号は、諮問した事項等を調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合のものである。

第4号は、実施機関が、市民参加手続を行った上での問題や課題（パブリック・コメントを募集しても意見が少ない、公募しても応募者が少ない、職員の意識向上のための方策）などを諮問するものです。

・第3項は、

推進会議は、市長の諮問事項以外に、市民参加の推進に係る事項（任期中において、諮問に対し、調査審議した中で気が付いた点（諮問事項など））について、市長に意見を述べることもできるとし

た。

・第4項は、

推進会議の委員については、10人以内とした。

・第5項は、

推進会議の委員構成を規定したものである。

なお、委員構成については、会議において、いろいろな角度（視点）から調査審議する必要があると考え、委員構成している。

第1号の識見を有する者については、市民参加について専門的な知識を有する者、また、経験等からなるノウハウなどを有している者である。

識見を有する者が入ることにより、他の委員への情報提供や助言など、より良い方向性を見出すことを期待している。

2人としたのは、様々な視点からの意見を取り入れるためである。

第2号の市内において市民活動する団体に属する者については、経験に基づく知識から判断をしていただくためである。

3人としたのは、それぞれ違った活動分野の知識からくるノウハウが大切であることからである。

第3号の市民については、公募による市民であり、一般市民の視点からの意見が出されることを期待している。

5人としたのは、世代、性別、地域等など、様々な視点から意見を出していただきたいと考えたものである。

・第6項は、

委員の任期を規定したものであり、基本計画の策定期間、施設の整備期間が3年を有すること、また、委員が知識を得て評価するまでの経験などを考慮し、3年とした。

・第7項は、

委員の再任を規定したものであり、「再任を1回限り」としたのは、常に同じ人が委員として固定化するより、多くの市民に参加していただきたいこと、また、継続的な調査審議が必要な場合もあるためである。ただし、委員全員を再任するというわけではない。

・第8項は、

この章（第25条）に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項（会長・副会長の選出方法及び職務、会議の開催方法・議決方法、会議録の公表、会議の公開方法、答申書の公表など）については、規則で定めるとした。

第4章 雑則

（広聴活動）

第26条 市長は、市政に係る市民の意見を把握するため、懇談会、市長への手紙その他の広聴に必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

市民参加を推進する上では、日頃から市民ニーズを的確に捉える必要があることから、懇談会や市長への手紙を今後も継続的に行うことを規定したものである。

（市民活動への支援）

第27条 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

市民の自発的な参加によって行われる市民活動に対し、適正な支援を行うよう努めることを規定したものである。

*市民活動への推進については、考え方を整理し、今後、指針を作成していく中で、具体的な支援

(活動の場の調整、活動に必要な情報の提供、学習機会の提供、活動に必要な物品等の助成など)が検討されることとなる。

(委任)

第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例の施行に関して、必要な事項を定めるものである。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 32 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

市民参加推進会議	会長	日額 7,300 円
	委員	日額 6,600 円

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に第 6 条の規定により着手している行政活動であって、第 2 章に定める市民参加を行うことが困難と認められるものについては、同章の規定を適用しない。

附 則(平成 24 年条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長に対してされている申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して市長からなされた処分その他の行為は、施行日以降は、改正後の条例の相当規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に対してされた申請その他の手続き及び当該申請その他の手続きに対して管理者からなされた処分その他の行為とみなす。

参考資料 2

白井市市民参加推進会議規則

平成16年10月22日

規則第24号

改正 平成23年3月31日規則第11号

平成30年3月27日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市市民参加条例(平成16年条例第15号)第25条第8項の規定により、白井市市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出、意見の聴取等)

第4条 推進会議は、必要があると認めるときは、市長に資料の提出を求め、又は関係者に対し出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市民活動支援担当課において処理する。

(一部改正〔平成23年規則11号・30年10号〕)

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第11号)抄

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

1 分野別個別計画の体系

(※)は策定予定の計画 (令和3年3月末現在)

分野	基幹計画 (分野政策レベル)	個別計画	
		分野施策レベル	分野事業レベル
健康・福祉	地域福祉計画	しろい健康プラン	
		しろい子どもプラン (子ども・子育て支援事業計画)	
			放課後子ども総合プラン行動計画(※)
		高齢者福祉計画・介護保険事業計画	
		障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
		データヘルス計画	
学習・教育	教育大綱	教育振興基本計画	
産業・雇用	産業振興計画(※)	農業振興地域整備計画	
		農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	
		しろいの梨ブランド化推進計画	
		梨産地構造改革計画	
		森林整備計画	
		鳥獣被害防止計画	
環境・自然	環境基本計画		ごみ減量化・資源化基本方針
			地球温暖化対策実行計画
			バイオマスタウン構想
地域・安心	コミュニティ基本方針(※)	地域防災計画	避難行動要支援者避難支援プラン
			災害廃棄物処理計画
			ICT部門の業務継続計画
			業務継続計画(災害編)
			国民保護計画
		耐震改修促進計画	
		新型インフルエンザ等対策行動計画	業務継続計画(新型インフルエンザ等編)
都市・交通	都市マスタープラン	道路整備基本計画	
		地域公共交通網形成計画(地域公共交通計画)	
		緑の基本計画(※)	
		空家等対策計画	
		汚水適正処理構想	汚水処理施設整備計画
			印旛沼流域関連公共下水道事業計画
			手賀沼流域関連公共下水道事業計画
		水道事業第1次拡張2次変更建設計画	
上下水道事業経営戦略			
行財政	白井市行政経営指針		行政経営改革実施計画
			職員定員管理指針
			人材育成基本方針
		公共施設等総合管理計画	公共施設の個別施設計画
			学校施設の長寿命化計画
			都市公園施設長寿命化計画
			市道修繕計画
			橋梁長寿命化修繕計画
分野横断	まち・ひと・しごと創生総合戦略		
		男女平等推進行動計画	
		市民参加・協働のまちづくりプラン	
		情報提供計画	
		シティプロモーション基本方針	

条例第6条第1項第1号 該当

第5次総合計画(基本構想・後期基本計画・後期実施計画)
国土強靱化地域計画

参考資料 4

平成 29 年 7 月 25 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議
会 長 池 川 悟

市民参加条例の検証・見直しに関する事項について（答申）

平成 26 年 7 月 30 日付け白市活第 71 号で諮問のありました市民参加条例の見直しに関する事項について、審議した結果を以下のとおり答申します。

第四期（平成 26 年度～平成 28 年度）

市民参加推進会議

会 長 池川 悟 副会長 市川 温子
委 員 坂野喜隆 手塚崇子 林 章
谷本滋宣 徳本 悟 三浦永司

答 申

市民参加条例等の検証・見直しにあたって

今期3年間の市民参加推進会議の任期中においては、市が実施した市民参加条例の対象事業数が年々多くなっており、さらに、1事業あたりの市民参加の方法も複数により行われてきています。このことから、市政運営に市民の意見が反映されつつあるものと捉えているところです。

白井市は、千葉県内で最も早い平成16年6月に市民参加条例を制定し、制定当時は、市民参加の分野において先進的な内容となっていました。しかし、制定から12年以上が経過していますが、これまで条例に関する見直しは行われておらず、その間、他市においては、より多くの市民から意見を集めるための新しい手法などが盛り込まれた市民参加条例が定められるようになってきました。そのような中、市民参加条例の見直しの必要性については過去の市民参加推進会議から継続した審議がされてきたところです。

今期の市民参加推進会議では、過去の市民参加条例の見直しに関する答申内容や他市の事例等をもとに調査・審議を行いました。

審議においては任期中の3年間に行った総合的評価の中で、市民参加の推進について各委員が感じてきたことを中心に議論した結果、市民参加をより推進させるために、次のとおり答申します。

本答申は、限られた時間と、専門性のある委員も少ない中で取りまとめたものであり、市民参加条例の見直しにかかわる重要な事項にあたっては、本答申事項を踏まえ市民にとってよりわかりやすく、また、市が積極的に市民参加に取り組むことができるよう「条例改正」の必要性和併せ「逐条解説」や「総合的評価の基準・水準」の修正等、幅広い観点から検討していただくことを望みます。

また、さらなる市民参加の推進には、自治の基本理念と基本原則及び自治運営の基本的な仕組みを定める条例（自治基本条例、まちづくり基本条例、行政運営基本条例など名称を問わない）制定の検討など新たな取り組みも必要と考えます。

白井市市民参加条例等の見直しを要する事項

委員から提出された課題

見直し等に関する提言

1

実施機関を「市長、教育委員会及び水道事業」のほかに選挙管理委員会や監査委員、農業委員会など、実施機関を拡大していく必要がある。



**実施機関から執行機関へ
対象範囲を拡大する。
(2条)**

2

大規模な土地の購入や建築物の新改築など多くの税金を投入しているにもかかわらず、市民参加の対象事業とされない事例があり、市民参加の対象事業の判断を明確にする必要がある。



**市民参加の対象とする
事業を明確にする。(6条)**

3

パブリックコメントの意見がゼロ回答であることがあり、市民がより多くの意見を出すためには、資料集めの時間の確保や、市民の参加意識の醸成を図るための周知や広報を強化する必要がある。



**パブリックコメントの
意見を集めるための工夫
(14・15・16条)**

4

市民参加推進会議は、市長より諮問された事項に答申するものだが、市民参加の対象と思われる事業が実施機関の判断で市民参加の対象になっていない場合、当該会議が市民参加対象にすべき理由をつけて、市長に提案できるようにすることでより市民参加が推進される。

また、市民参加推進会議において、委員の任期を学識者・公募委員問わず3年としているが、継続した審議のために、専門的知識を持った学識者を継続して委員に委嘱できるようにしていく必要がある。



**市民参加推進会議における
権能の強化
市民参加推進会議における
学識者の再任制限の撤廃
(25条)**

5

市民参加推進会議において、審議会委員に占める公募委員や女性委員の割合の低さや、参加する市民の少なさ等の問題点を議論し、平成26年度の答申においても公募委員に関する市民参加の拡充を図るための工夫として、審議会の公募委員の拡大を積極的に進める必要性を指摘してきた。そのような中、無作為抽出による審議会などの公募委員候補者登録制度の試行的運用が平成28年度から開始され、一般公募との併用により市民公募委員を選出する仕組みができ、市民公募の拡充に向けた環境が整えられつつある。

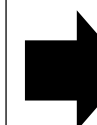
また、無作為抽出による意見交換会やワークショップ等の事例も生まれ、市民参加の機会も次第に広がり始めている。

今後の市民参加の拡充をさらに推し進めていくために、無作為抽出による制度を最大限に生かした取り組みが重要となる。



**審議会における
公募委員の拡大(11条)**

6



**無作為抽出を活用した
市民参加の機会拡充
(4条・24条)**